

成年後見制度関係資料集

平成 30 年 6 月 19 日



厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度関係資料集 目次

- ① 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)…………… 1
- ② 成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図…………… 4
- ③ 成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年3月 24 日閣議決定)…………… 5
- ④ 市町村における成年後見制度利用促進計画策定及び中核機関の設置運営等について
(情報提供)(成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 4 月 13 日)…………… 23
- ⑤ 地方交付税制度の概要…………… 24
- ⑥ 成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について(要請)…………… 25
- ⑦ 民法(成年後見該当箇所)抜粋…………… 30
- ⑧ 任意後見契約に関する法律…………… 38
- ⑨ 関係法令等抜粋…………… 40
(老人福祉法/介護保険法/高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律/障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律/知的障害者福祉法/精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
- ⑩ 成年後見制度利用支援事業に関するもの…………… 43
(「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について
「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」の一部改正について
「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」
「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」
「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」)
- ⑪ 地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省老健局計画課長等連名通知
老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号/平成 30 年 5 月 10 日)抜粋…………… 53
- ⑫ 基幹相談支援センター通知(地域生活支援事業等の実施について(厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長通知 障発第 0801002 号/平成 29 年9月7日)抜粋…………… 54
- ⑬ 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
(厚生労働省老健局/平成 30 年 3 月)抜粋…………… 55
- ⑭ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き(厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室/平成 30 年 6 月)抜粋…………… 57

⑮ 市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について(厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知 老推発 0710 第 2 号/平成 27 年 7 月 10 日).....	60
⑯ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知 子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号/平成 29 年 12 月 12 日)抜粋.....	61
⑰ 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 障発 0331 第 15 号/平成 29 年 3 月 31 日).....	64
⑱ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン【パブリックコメント時点案】 (平成 30 年 4 月 20 日パブリックコメント時点案).....	76
⑲ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン (厚生労働省 平成 30 年 3 月改訂).....	89
⑳ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議 (消費者委員会/平成 29 年 1 月 31 日).....	93
㉑ 身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて (厚生労働省医政局医事課長通知 医政発 0427 第 2 号/平成 30 年 4 月 27 日).....	97
㉒ 介護保険施設における身元保証人等の取扱いについて (全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料[抜粋]/平成 30 年 3 月 6 日).....	97
㉓ 個人情報保護に関する法律・ガイドラインの体系イメージ／はじめての個人情報保護法 (個人情報保護委員会作成資料).....	98

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条-第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
 - 二 保佐人及び保佐監督人
 - 三 補助人及び補助監督人
 - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人
 - 二 被保佐人
 - 三 被補助人
 - 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意志が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念ののっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念ののっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八條 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九條 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同案に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目的として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十條 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 1 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 3 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 4 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 5 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二條 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 2 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 3 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 5 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、運

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならぬ。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

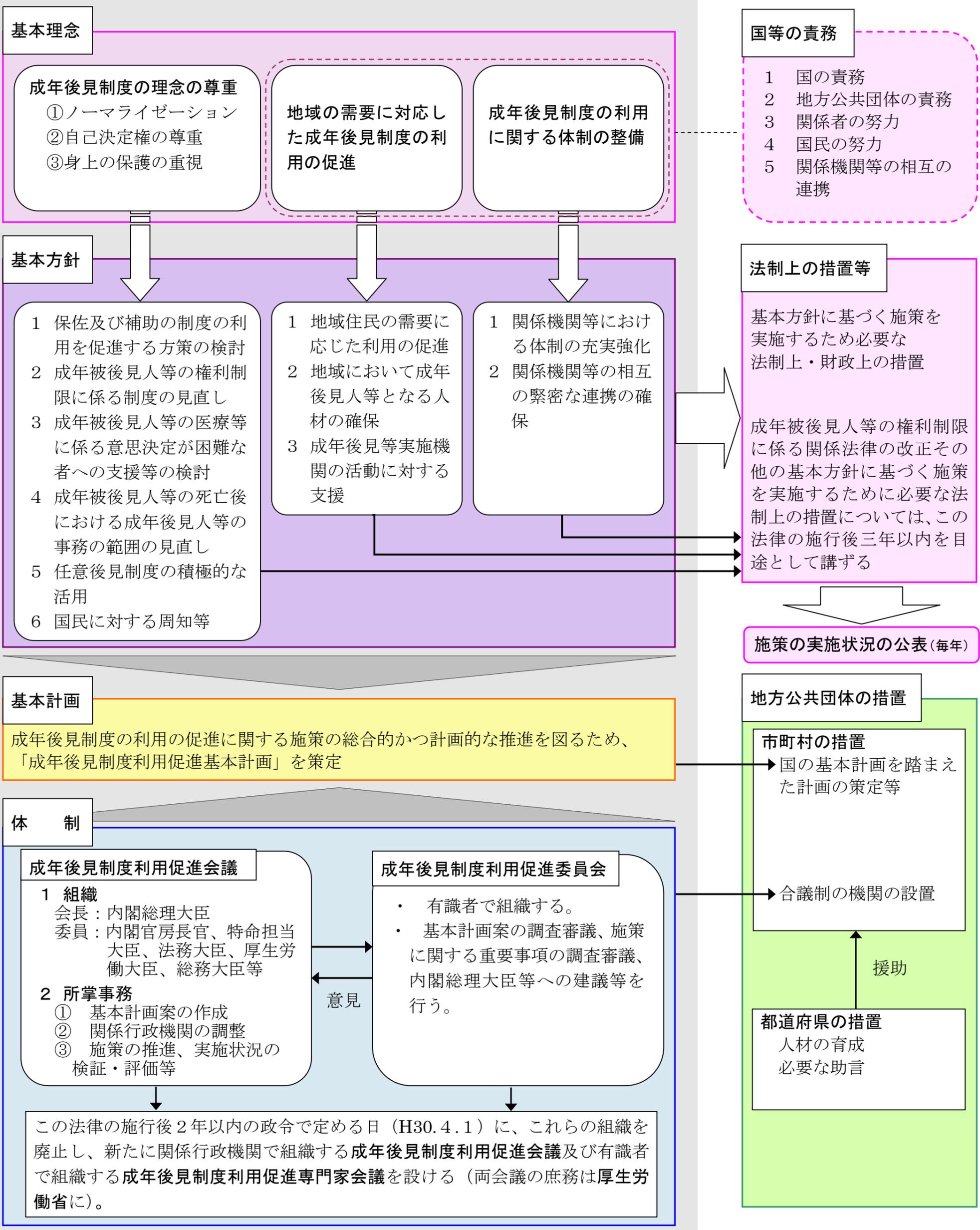
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図 ※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行



基本理念

成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずる

施策の実施状況の公表(毎年)

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

地方公共団体の措置

市町村の措置

- 国の基本計画を踏まえた計画の策定等

→ 合議制の機関の設置

↑ 援助

都道府県の措置

- 人材の育成
- 必要な助言

体制

成年後見制度利用促進会議

- 1 組織
 - 会長：内閣総理大臣
 - 委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等
- 2 所掌事務
 - ① 基本計画案の作成
 - ② 関係行政機関の調整
 - ③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

← 意見

この法律の施行後 2 年以内の政令で定める日（H30.4.1）に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する**成年後見制度利用促進会議**及び有識者で組織する**成年後見制度利用促進専門家会議**を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

その他

この法律は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日（H28.5.13）から施行するものとする。

成年後見制度利用促進基本計画について

〔平成29年3月24日
閣議決定〕

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け 1

(2) 基本計画の対象期間 1

(3) 基本計画の工程表 1

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方 1

(2) 今後の施策の目標等 3

① 今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者へ寄り添った運用

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各
地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b) 担い手の育成

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して
成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

② 今後取り組むべきその他の重要施策 6

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

イ) 死後事務の範囲等

③ 施策の進捗状況の把握・評価等 7

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 7

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 7

一 制度開始時・開始後における身上保護の充実

① 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

② 後見人の選任における配慮

③ 利用開始後における柔軟な対応

④ 成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 9

① 地域連携ネットワークの三つの役割

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み 10

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性 11

④ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等 11

ア) 広報機能

イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

(b) 担い手の育成・活動の促進

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ) 後見人支援機能

オ) 不正防止効果

⑤ 中核機関の設置・運営形態 16

ア) 設置の区域

イ) 設置の主体

ウ) 運営の主体

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

⑥ 優先して整備すべき機能等 18

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和と安心して利用できる環境整備 18

① 金融機関による新たな取組

② 親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

③ 家庭裁判所と専門職団体等との連携

④ 移行型任意後見契約における不正防止

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項 20

① 任意後見等の利用促進

② 制度の利用に係る費用等に係る助成

③ 市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割 21

① 市町村

② 都道府県

③ 国

④ 関係団体

ア) 福祉関係者団体	
イ) 法律関係者団体	
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
①経緯等	
②中間報告の内容	
③今後の方向性	26
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	27
(8) 死後事務の範囲等	27
4 その他	

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勧告し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組みべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たった際の基本的な考え及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所)のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、③身上の保護の重視^{※3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

(2) 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。

○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル^{※4}から社会モデル^{※5}への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとつての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

○ また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。

○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。

○ 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。

○ また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすいとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

- (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実
- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

- (b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

② 今後取り組みむべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年被後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
— 制度開始時・開始後における身上保護の充実—

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をすすめる場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

○ 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮した後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。

○ このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

③利用開始後における柔軟な対応

○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することではできないこととなっている。

○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。

○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるような支援する機能が期待される。

また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④ 成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

○ 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならぬと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第119条)としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。

○ 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づき適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえ、た判断がなされることが望ましい。

○ そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることにより、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

① 地域連携ネットワークの三つの役割

上記2(2)①イ)の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利

擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用が可能とする地域の支援体制を構築する。

② 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

備を進めていく必要がある。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることでできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭にいった活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。

※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

- 親族後見人候補者の支援
 - ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。
- 市民後見人候補者等の支援
 - ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。
- 受任者調整（マッチング）等
 - ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
 - ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
 - ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。
- 家庭裁判所との連携
 - ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整える必要がある。

(b) 担い手の育成・活動の促進

- 市民後見人の研修・育成・活用
 - ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

- 法人後見の担い手の育成・活動支援
 - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
 - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
 - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
 - 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
 - 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。
- エ) 後見人支援機能
- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族・福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

・ 専門的見知が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

○ 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるように、家庭裁判所との連絡調整を行う。

○ 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われないう状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

オ) 不正防止効果

○ 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

○ このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。

○ 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。

○ 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

○ 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。

○ ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

○ 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携の調整が必要などから、市町村が設置することが望ましい。

○ その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるように検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定の通り、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要な業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥ 優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア）広報機能やイ）相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で見出し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ）成年後見制度利用促進機能とエ）後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されるところであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相応対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実に図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 一安心して利用できる環境整備一

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・私展方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体等との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2(2)④エ)において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかになっていることを踏まえた取扱いを検討すること。
 - 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を立案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

- ①市町村
 - 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
 - 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
 - また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査・審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
 - 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえ、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
 - その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
 - 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。

- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないかを継続的に確認し、必要な支援策を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。

- 佐佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。

※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク^{※6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援

- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
- ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

- ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が重要な人の発見等）

- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。

- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加

- ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度の研究事業においては、成年被後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年被後見人等に医療同意権を与えようか(合法性)の観点のみならず、意思決定支援の観点から、適格性(支援に必要な資質と力量)及び適切性(権限行使が適切に行われる条件等)の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
 - ・ 成年被後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割(情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等)があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年被後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示するとと

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年被後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があるが、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年被後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年被後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境を整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。
- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
 - ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス(アドバンス・ケア・プランニング)の考え方も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年被後見人等の権利を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これから成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙>

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度	
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備			
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)				
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善			
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

市町村における成年後見制度利用促進計画策定及び
中核機関の設置運営等について（情報提供）

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）において、市町村は、「成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされたところです。

特に、中核機関設置など市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を早期に進めることが重要であることから、平成 29 年度の老人保健健康増進等事業（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会）において「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」が作成されております。

【日本社会福祉士会 HP 掲載ページ】 ※手引きは日本社会福祉士会より全自治体に別途郵送予定
http://www.jacsw.or.jp/01_csw/07_josei/index.html#hojo2017

また、市町村の計画作成に要する費用及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の運営に要する経費については、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定されました。

各都道府県におかれましては、上記について管内市町村に周知いただきますようお願いいたします。

今後、老健局から国庫補助協議がなされる予定の認知症総合戦略推進事業の「成年後見制度利用促進連携・相談体制整備事業」の積極的な活用の検討も含め、広域的な見地から市町村計画の策定や体制整備に係る助言・支援等についてお願いします。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話 : 03-5253-1111（内線 2228）
E-mail : fukuno-mami@mhlw.go.jp

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

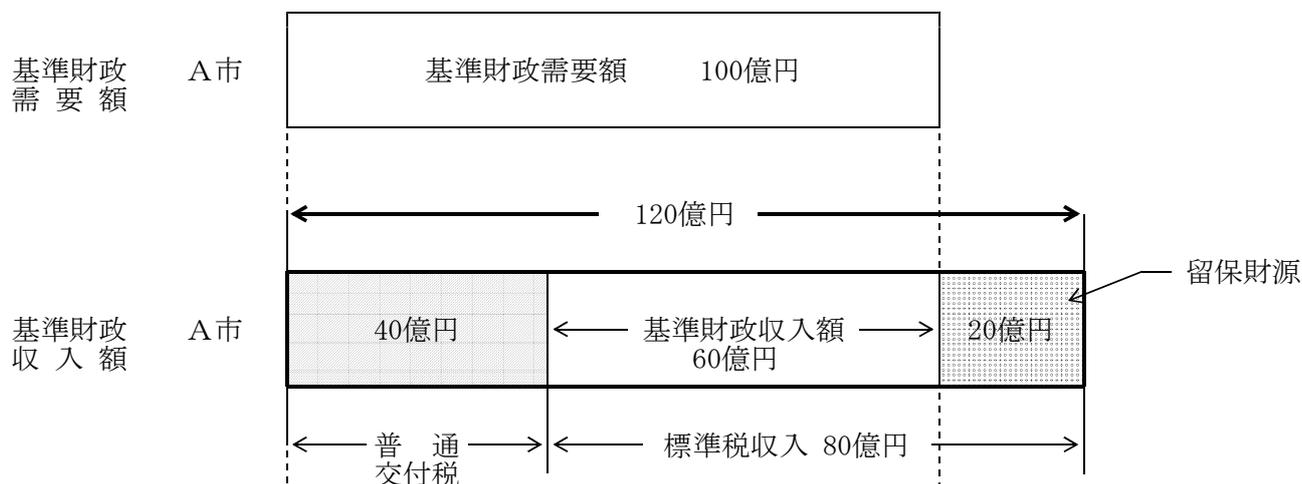
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

普通交付税の仕組み



2017年（平成29年）6月9日

都道府県（成年後見制度）担当課 御中

日本弁護士連合会

会長 中 本 和 洋

日本司法書士会連合会

会長 三河尻 和 夫

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

理事長 多 田 宏 治

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 鎌 倉 克 英

（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について

（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年3月24日）、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国の基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに、都道府県には、広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には、併せて、準備段階より三専門職団体が参画することが要請されております。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的にこれに参画していくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましたのは、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働

の実績を生かし、また、家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただき所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題、各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

2017年(平成29年)6月9日

市町村(成年後見制度)担当課 御中

が利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただきたく所存ですので、是非とも準備段階の当初より、各地の三専門職団体に御連絡をいただき、成年後見制度利用促進に向けた各地域の現状と課題、中核機関の設立や機能整備など、今後の基本計画に盛り込むべき事項などについて協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は、別紙のとおりとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会
会長 中本和洋
日本司法書士会連合会
会長 三河尻和夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 多田宏治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉克英
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
(要請)

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて、この度、国において、成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され(本年3月24日)、本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は、2000年以降、成年後見制度の普及促進や実務運用、相談・助言、専門職後見人の養成等に、家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に、市民後見人の育成や市町村長申立支援については、各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度、国の基本計画において、各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められており、その準備段階より三専門職団体が参画することが併せて要請されております。これを受け、三専門職団体としては、合同して積極的に関与していただくことを確認し、各都道府県の会において、都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体としては、これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし、また、家庭裁判所と各市町村との架け橋の役割も担いつつ、誰も

日本弁護士連合会 弁護士会一覧

日本弁護士連合会(担当:人権部人権第二課)
 東京都千代田区霞が関1-1-3
 TEL 03(3580)9841(代表) / FAX 03(3580)2896

	名称	所在地	TEL	FAX
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001 札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	011-281-2428	011-281-4823
	函館弁護士会	〒040-0031 函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	旭川弁護士会	〒070-0901 旭川市花咲町4	0166-51-9527	0166-46-8708
	釧路弁護士会	〒085-0824 釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214	0154-41-0225
東北	仙台弁護士会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	福島県弁護士会	〒960-8115 福島市山下町4-24	022-223-1001	022-261-5945
	山形県弁護士会	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
	岩手県弁護士会	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館(サンビル)2階	019-651-5095	019-623-5035
	秋田県弁護士会	〒010-0951 秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	青森県弁護士会	〒030-0861 青森市長島1丁目3番1号 日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
関東	東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	03-3581-0865
	第一東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	03-3595-8577
	第二東京弁護士会	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	03-3581-3338
	神奈川県弁護士会	〒231-0021 横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888
	埼玉弁護士会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
	千葉県弁護士会	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
	茨城県弁護士会	〒310-0062 水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
	栃木県弁護士会	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番6号	028-689-9000	028-689-9018
	群馬県弁護士会	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
	静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
	山梨県弁護士会	〒400-0032 甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
	長野県弁護士会	〒380-0872 長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
	新潟県弁護士会	〒951-8126 新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
	中部・北陸	愛知県弁護士会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651
三重県弁護士会		〒514-0032 津市中央3-23	059-228-2232	059-227-4675
岐阜県弁護士会		〒500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100
福井県弁護士会		〒910-0004 福井市宝永4-3-1 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
金沢県弁護士会		〒920-0937 金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	076-222-0242
富山県弁護士会		〒930-0076 富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
近畿	大阪弁護士会	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251	06-6364-0252
	京都弁護士会	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
	兵庫県弁護士会	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
	奈良県弁護士会	〒630-8237 奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035	0742-23-8319
	滋賀県弁護士会	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
	和歌山県弁護士会	〒640-8144 和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
中国	広島県弁護士会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2番73号	082-228-0230	082-228-0418
	山口県弁護士会	〒753-0045 山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
	岡山県弁護士会	〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401	086-223-6566
	鳥取県弁護士会	〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920
	島根県弁護士会	〒690-0886 松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
四国	香川県弁護士会	〒760-0033 高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878
	徳島県弁護士会	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730
	高知県弁護士会	〒780-0928 高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
	愛媛県弁護士会	〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
九州・沖縄	福岡県弁護士会	〒810-0043 福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416	092-715-3207
	佐賀県弁護士会	〒840-0833 佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
	長崎県弁護士会	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
	大分県弁護士会	〒870-0047 大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
	熊本県弁護士会	〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315
	沖縄県弁護士会	〒900-0014 沖縄県那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

支部	所在地	TEL	FAX
北 海 道			
札幌支部	札幌市中央区大通西 13丁目4番地	011-280-7078	011-280-7078
函館支部	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 2.3番地4-9	0137-85-1888	0137-85-1288
旭川支部	旭川市花咲町4丁目	0166-51-9058	0166-51-5470
釧路支部	北海道中川郡釧路町内中央長330番地の63	0155-55-5515	0155-55-5518
帯広支部	仙台市青葉区春田町8番1号	022-263-6786	022-263-6756
ふくしま支部	福島県新浜町6番28号	024-533-7234	024-531-1271
山形支部	山形市小白町一丁目16番26号	023-623-3322	023-624-8078
岩手支部	盛岡市本町通二丁目12番16号	019-653-6101	019-653-6101
秋田支部	秋田市山王 六丁目9番4号	018-824-0055	018-824-0196
青森支部	青森市長島三丁目5番16号	017-775-1205	017-774-7156
東京支部	新宿区本塩町9番地3	03-3353-8191	03-3353-8234
神奈川支部	横浜市中区吉浜町 1番地	045-640-4345	045-640-4346
埼玉支部	さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号	048-845-8551	048-845-8550
千葉支部	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	043-301-7831	043-301-7832
茨城支部	水戸市五軒町一丁目3番16号	029-302-3166	029-302-3177
とちぎ支部	宇都宮市幸町1番4号	028-632-9420	028-614-1155
群馬支部	前橋市本町一丁目5番4号	027-224-7771	027-221-8207
静岡支部	静岡市駿河区船山1丁目1番1号	054-289-3700	054-289-3702
山梨支部	甲府市北口1丁目6番7号	055-253-6900	055-251-1677
新潟支部	長野市妻科 399番地	026-292-7492	026-232-6699
新潟県支部	新潟市中央区港口1丁目11番地15	025-244-5141	025-244-5122
愛知支部	名古屋市中区新富町一丁目12番3号	052-683-6896	052-683-6288
三重支部	津市丸之内東正町17番17号	059-213-4666	059-224-5058
岐阜支部	岐阜市金竜町5丁目10番地の1	058-259-7118	058-245-2327
福井支部	福井市大手三丁目15-12	0776-30-0016	0776-30-0002
石川支部	金沢市新神田4丁目10番18号	076-291-7070	076-291-4285
富山支部	富山市神通本町一丁目3番16号	076-431-9332	076-431-0010
大野支部	大野市中央区和泉町1丁目1番6号	06-4790-5643	06-6941-7767
京都支部	京都市中京区柳馬場通東川上る5丁目232番地の1	075-241-2666	075-222-0466
兵庫支部	神戸市中央区福知山町2丁目2番3号	078-341-8686	078-341-7035
奈良支部	奈良市西木辻町20-5	0742-22-6707	0742-22-6678
滋賀支部	大津市末広町7番5号	077-525-1093	077-522-1396
和歌山支部	和歌山市岡山丁24番地	073-422-0668	073-422-4269
広島支部	広島市中区上八丁堀6番69号	082-511-0230	082-223-4382
山口支部	山口市駅通り二丁目9番15号	083-924-5220	083-921-0475
岡山支部	岡山市北区駅前町2丁目2番12号	086-225-0470	086-225-9004
鳥取支部	鳥取市西町一丁目3-1-4-1	0857-24-7013	0857-24-6081
しまね支部	松江市南田町26番地	0852-24-2005	0852-31-0200
香川支部	高松市西内町10番17号	087-821-5701	087-821-5879
徳島支部	徳島市南前川町 4丁目41番地	088-622-1865	088-622-1896
高知支部	高知市越前町1丁目6番32号	088-825-3141	088-824-6919
えひめ支部	松山市南江戸一丁目4番14号	089-941-8065	089-945-1914
福岡支部	福岡市中央区舞鶴三丁目7番1-3号	092-738-1666	092-738-1660
佐賀支部	佐賀市川原町2番36号	0952-29-0626	0952-29-5887
長崎支部	長崎市興津町4番1号	095-823-4777	095-823-4662
大分支部	大分市城崎町 2丁目 3番10号	097-532-7579	097-532-3560
熊本支部	熊本市中央区大江4丁目4番3-4号	096-364-2889	096-363-1359
鹿児島支部	鹿児島市鶴池新町1番3号司藤センター	099-951-5822	099-250-0463
宮崎支部	宮崎市旭1丁目8番39-1号	0985-23-8538	0985-28-8537
沖縄支部	那覇市おもろまち4丁目16番33号	098-867-3526	098-861-7758

都道府県社会福祉士会 連絡先

2017年4月1日

都道府県社会福祉士会	郵便番号	所在地	TEL
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2. 7-4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0801	岩手県盛岡市浅岸3-23-50浅岸和敬荘内	019-651-6111
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10-19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番SビルB号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内とちぎソーシャルケアサービス共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5ペルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港7-1塚本千葉ビル第5ビル3階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3-43-11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村三丁目11-30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685-2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ヶ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1-10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3-2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2-1岐阜県福祉農業会館5階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号 桜華会館 南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2-131三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7-8-138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	075-803-1574
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内(1階)	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	0742-81-8213
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(一社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13-1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9-6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(一社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0905	愛媛県松山市樟葉2丁目2-3ラ・マドレーズビル2F	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1-22東部ハイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2-22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4-135-1くしぱるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人 日本社会福祉士会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階 TEL:03-3355-6541

- ・「権利擁護センター ばあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。
- ・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。
- ・各都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。
- ・全国の都道府県社会福祉士会の「ばあとなあ」でもご相談をお受けしています。最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

（後見開始の審判）

第 7 条 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第 8 条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（成年被後見人の法律行為）

第 9 条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

（後見開始の審判の取消し）

第 10 条 第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

（保佐開始の審判）

第 11 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第 7 条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（被保佐人及び保佐人）

第 12 条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

（保佐人の同意を要する行為等）

第 13 条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2 家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与える

ことができる。

- 4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第 14 条 第 11 条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第 2 項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第 15 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第 11 条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

- 2 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助開始の審判は、第 17 条第 1 項の審判又は第 876 条の 9 第 1 項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第 16 条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第 17 条 家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第 13 条第 1 項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(補助開始の審判等の取消し)

第 18 条 第 15 条第 1 項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第 1 項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前条第 1 項の審判及び第 876 条の 9 第 1 項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第 19 条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第 20 条 制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、1 箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前 2 項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、第 1 項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第 21 条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

(緊急事務管理)

第 698 条 管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

(成年後見人の選任)

第 843 条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

2 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により、又は職権で、成年後見人を選任する。

3 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により、又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

(後見人の辞任)

第 844 条 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

(辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求)

第 845 条 後見人がその任務を辞したことによって新たに後見人を選任する必要が生じたときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

(後見人の解任)

第 846 条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(後見人の欠格事由)

第 847 条 次に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 三 破産者
- 四 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

(未成年後見監督人の指定)

第 848 条 未成年後見人を指定することができる者は、遺言で、未成年後見監督人を指定することができる。

(後見監督人の選任)

第 849 条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

(後見監督人の欠格事由)

第 850 条 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

(後見監督人の職務)

第 851 条 後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

(委任及び後見人の規定の準用)

第 852 条 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は後見監督人について、第 840 条第 3 項及び第 857 条の 2 の規定は未成年後見監督人について、第 843 条第 4 項、第 859 条の 2 及び第 859 条の 3 の規定は成年後見監督人について準用する。

(財産の調査及び目録の作成)

第 853 条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、1 箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第 854 条 後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務)

第 855 条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

2 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

第 856 条 前 3 条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務)

第 857 条 未成年後見人は、第 820 条から第 823 条までに規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。ただし、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第 857 条の 2 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使する。

2 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる。

3 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

4 家庭裁判所は、職権で、前 2 項の規定による定めを取り消すことができる。

5 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第 858 条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産の管理及び代表)

第 859 条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 第 824 条ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第 859 条の 2 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職権で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可)

第 859 条の 3 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(利益相反行為)

第 860 条 第 826 条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人がある場合は、この限りでない。

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)

第 861 条 後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

2 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

(後見人の報酬)

第 862 条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。

(後見の事務の監督)

第 863 条 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(後見監督人の同意を要する行為)

第 864 条 後見人が、被後見人に代わって営業若しくは第 13 条第 1 項各号に掲げる行為をし、又は未成年被後見人がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第 1 号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第 865 条 後見人が、前条の規定に違反してし又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第 20 条の規定を準用する。

2 前項の規定は、第 121 条から第 126 条までの規定の適用を妨げない。

(被後見人の財産等の譲受けの取消し)

第 866 条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第 20 条の規定を準用する。

2 前項の規定は、第 121 条から第 126 条までの規定の適用を妨げない。

(未成年被後見人に代わる親権の行使)

第 867 条 未成年被後見人は、未成年被後見人に代わって親権を行う。

2 第 853 条から第 857 条まで及び第 861 条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。

(財産に関する権限のみを有する未成年後見人)

第 868 条 親権を行う者が管理権を有しない場合には、未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する。

(委任及び親権の規定の準用)

第 869 条 第 644 条及び第 830 条の規定は、後見について準用する。

(後見の計算)

第 870 条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、2 箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第 871 条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもってしなければならない。

(未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し)

第 872 条 未成年被後見人が成年に達した後後見の計算の終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 第 20 条及び第 121 条から第 126 条までの規定は、前項の場合について準用する。

(返還金に対する利息の支払等)

第 873 条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

2 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(委任の規定の準用)

第 874 条 第 654 条及び第 655 条の規定は、後見について準用する。

※ (委任の終了後の処分)

第 654 条 委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

(後見に関して生じた債権の消滅時効)

第 875 条 第 832 条の規定は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

2 前項の消滅時効は、第 872 条の規定により法律行為を取り消した場合には、その取消しの時から起算する。

(保佐の開始)

第 876 条 保佐は、保佐開始の審判によって開始する。

(保佐人及び臨時保佐人の選任等)

第 876 条の 2 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは、職権で、保佐人を選任する。

2 第 843 条第 2 項から第 4 項まで及び第 844 条から第 847 条までの規定は、保佐人について準用する。

3 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限りでない。

(保佐監督人)

第 876 条の 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求によって、又は職権で、保佐監督人を選任することができる。

2 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 843 条第 4 項、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 850 条、第 851 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第 851 条第 4 号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。

(保佐人に代理権を付与する旨の審判)

第 876 条の 4 家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

2 本人以外の者の請求によって前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3 家庭裁判所は、第 1 項に規定する者の請求によって、同項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(保佐の事務及び保佐人の任務の終了等)

第 876 条の 5 保佐人は、保佐の事務を行うに当たっては、被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

2 第 644 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項、第 862 条及び第 863 条の規定は保佐の事務について、第 824 条ただし書の規定は保佐人が前条第 1 項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人を代表する場合について準用する。

3 第 654 条、第 655 条、第 870 条、第 871 条及び第 873 条の規定は保佐人の任務が終了した場合について、第 832 条の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐人との間において保佐に関して生じた債権について準用する。

(補助の開始)

第 876 条の 6 補助は、補助開始の審判によって開始する。

(補助人及び臨時補助人の選任等)

第 876 条の 7 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。

2 第 843 条第 2 項から第 4 項まで及び第 844 条から第 847 条までの規定は、補助人について準用する。

3 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

(補助監督人)

第 876 条の 8 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

2 第 644 条、第 654 条、第 655 条、第 843 条第 4 項、第 844 条、第 846 条、第 847 条、第 850 条、第 851 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項及び第 862 条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第 851 条第 4 号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被補助人を代表し、又は被補助人がこれをするに同意する」と読み替えるものとする。

(補助人に代理権を付与する旨の審判)

第 876 条の 9 家庭裁判所は、第 15 条第 1 項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

2 第 876 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の審判について準用する。

(補助の事務及び補助人の任務の終了等)

第 876 条の 10 第 644 条、第 859 条の 2、第 859 条の 3、第 861 条第 2 項、第 862 条、第 863 条及び第 876 条の 5 第 1 項の規定は補助の事務について、第 824 条ただし書の規定は補助人が前条第 1 項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

2 第 654 条、第 655 条、第 870 条、第 871 条及び第 873 条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第 832 条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に関して生じた債権について準用する。

任意後見契約に関する法律

(平成十一年法律第百五十号)

目次

- 第一条 (趣旨)
- 第二条 (定義)
- 第三条 (任意後見契約の方式)
- 第四条 (任意後見監督人の選任)
- 第五条 (任意後見監督人の欠格事由)
- 第六条 (本人の意思の尊重等)
- 第七条 (任意後見監督人の職務等)
- 第八条 (任意後見人の解任)
- 第九条 (任意後見契約の解除)
- 第十条 (後見、保佐及び補助との関係)
- 第十一条 (任意後見人の代理権の消滅の対抗要件)
- 附 則
- 附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

(趣旨)

第一条 この法律は、任意後見契約の方式、効力等に関し特別の定めをするとともに、任意後見人に対する監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- 一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。
 - 二 本人 任意後見契約の委任者をいう。
 - 三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。
 - 四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

(任意後見監督人の選任)

- 第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 本人が未成年者であるとき。
 - 二 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保佐又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。
 - 三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。
 - イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百四十七条各号(第四号を除く。)に掲げる者
 - ロ 本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
 - ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者
 - 2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判(以下「後見開始の審判等」と総称する。)を取り消さなければならない。
 - 3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。
 - 4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。
 - 5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

(任意後見監督人の欠格事由)

第五条 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない。

(本人の意思の尊重等)

第六条 任意後見人は、第二条第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(任意後見監督人の職務等)

第七条 任意後見監督人の職務は、次のとおりとする。

- 一 任意後見人の事務を監督すること。
 - 二 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること。
 - 三 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること。
 - 四 任意後見人又はその代表する者と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること。
- 2 任意後見監督人は、いつでも、任意後見人に対し任意後見人の事務の報告を求め、又は任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる。
- 3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、任意後見人の事務に関する報告を求め、任意後見人の事務若しくは本人の財産の状況の調査を命じ、その他任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができる。
- 4 民法第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十九条の二、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、任意後見監督人について準用する。

(任意後見人の解任)

第八条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

(任意後見契約の解除)

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

(後見、保佐及び補助との関係)

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

(任意後見人の代理権の消滅の対抗要件)

第十一条 任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができない。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

関係法令等抜粋

法律名	条文抜粋
老人福祉法 (昭和 38 年法律 第 133 号) 施行日：平成 28 年 4 月 1 日	<p>(老人福祉増進の責務)</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、老人の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>3 老人の生活に直接影響を及ぼす事業を営む者は、その事業の運営に当たっては、老人の福祉が増進されるように努めなければならない。</p> <p>(福祉の措置の実施者)</p> <p>第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号からかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。</p> <p>2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。 2 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。 <p>(審判の請求)</p> <p>第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p> <p>(後見等に係る体制の整備等)</p> <p>第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めなければならない。</p>

法律名	条文抜粋
介護保険法 (平成 9 年法律 第 123 号) 施行日：平成 30 年 4 月 1 日	<p>(調査の囑託及び報告の請求)</p> <p>第三十六条 市町村は、福祉の措置に関し必要があると認めるときは、当該措置を受け、若しくは受けようとする老人又はその扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、当該老人若しくはその扶養義務者、その雇主その他の関係人に報告を求めることができる。</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関し必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(地域支援事業)</p> <p>第百五條の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所特例対象施設に入所等をしてい住所特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百五條の四十九を除き、以下の章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業 2 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業 <p>(地域包括支援センター)</p> <p>第百五條の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅支援被保険者に係るものを除く。）及び第百五條の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。</p> <p>(中略)</p>

法律名	条文抜粋
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号) 施行日：平成28年4月1日	<p>7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることへの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。</p> <p>8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（以下略）</p> <p>(会議) 第百五十五条の四十八（第1項 略）</p> <p>2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p> <p>3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>4 関係者等は、前項の規定に基づき、会議から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。</p> <p>(通報等を受けた場合の措置) 第九条（第1項 略）</p> <p>2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図られるよう、養護者による高齢者虐待による生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき、若しくは消費生活に関する局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託する等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。</p> <p>(財産上の不当取引による被害の防止等) 第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。</p> <p>2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。</p>

法律名	条文抜粋
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号)	<p>第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようになしなくてはならない。</p> <p>(通報等を受けた場合の措置) 第九条（第1項 略）</p> <p>2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があつた場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるとき、養護者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者としてみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。</p> <p>(財産上の不当取引による被害の防止等) 第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。</p> <p>2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。</p> <p>(成年後見制度の利用促進) 第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようになしなくてはならない。</p> <p>(審判の請求) 第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認め</p>

<p>法律名 (昭和 35 年法律 第 37 号) 施行日：平成 30 年 4 月 1 日</p>	<p>条文抜粋 るときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。 (後見等を行う者の推薦等) 第二十八條の二 市町村は、前條の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる旨の措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律 第 123 号)</p>	<p>(診察及び保護の申請) 第二十二條 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。 2 前項の申請をするには、次の事項を記載した申請書を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。 一 申請者の住所、氏名及び生年月日 二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日 三 症状の概要 四 現に本人の保護の任に当たつている者があるときはその者の住所及び氏名 (審判の請求) 第五十一條の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。 (後見等を行う者の推薦等) 第五十一條の十一の三 市町村は、前條の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる旨の措置を講ずるよう努めなければならない。 2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。</p>

障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長



老 健 局 計 画 課



「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、この手続を例示として示してきたところである。

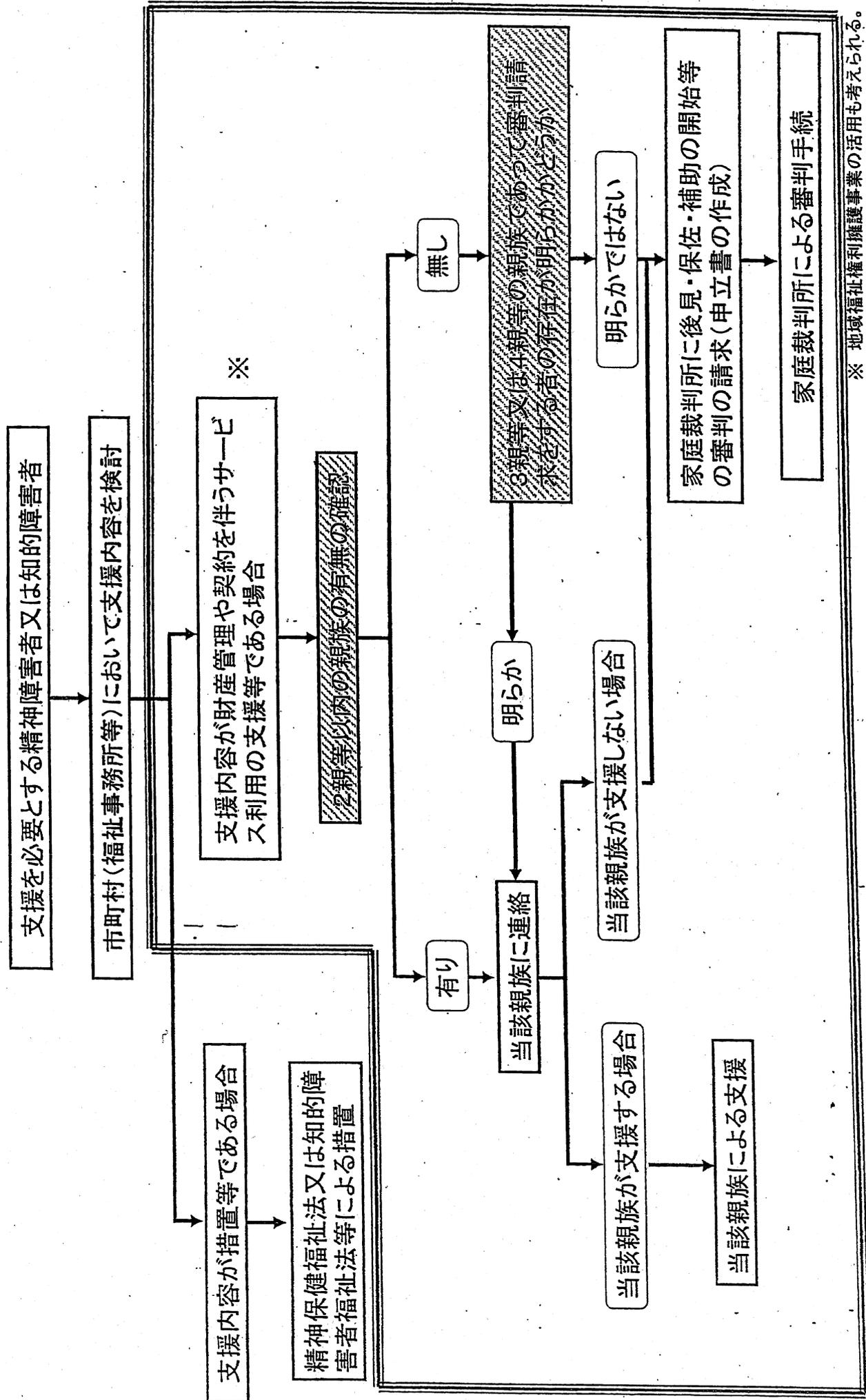
しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となつて、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であつて審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

(別添2) 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(精神障害者・知的障害者)



事 務 連 絡

平成17年7月29日

都道府県
各 指定都市 老人福祉担当課（室）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の
審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&A
について」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

(別紙)

Q 2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号)を参考にしていきたい。

Q 4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定 後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度 利用支援事業」に関するQ&Aについて

平成12年7月3日 事務連絡

北海道庁
各指定都市老人福祉担当課(室)長あて 厚生労働省老健局計画課長
中核市

(注) 平成17年7月25日 事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判等(以下「法定後見の開始の審判等」という。)の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(別紙)

Q1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は、身寄りのない認知症高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。
高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態等、「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については、引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており(老人福祉法第5条の4第2項第1号)、高齢者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

(参考) 法定後見の開始の審判等の請求に当たって、本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に関する法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行うとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理

など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事柄の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け附随第11号、附随第21号、老計第31号)を参考していただきたい。

Q3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に、本人のためにいずれの類型の請求(申立て)を行うべきかについては、民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において、本人の精神の状況の差定結果等に基づき、当初の中立ての趣旨を他の類型に変更する必要がある場合がある。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

Q5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」(非訟事件手続法第28条)がある場合には、家庭裁判所は、申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担せざるべしと公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができると考えられる。(具体的にどのどのような事案で費用の負担を命ずるかは、当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。)

したがって、市町村長は、家庭裁判所に対し、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、費

費用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の予納については、申立人である市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。(なお、別添「成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について」の1を参照されたい。)

(参考) 家事審判法第7条、非訟事件手続法第26条、第28条

Q6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し、参考単価を基に単価を設定すべきものであるが、一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

(単価設定例)

- 申立てに要する経費としては、
 - ・ 申立手数料 1件につき600円
 - ・ 登記手数料 4,000円
 - ・ 鑑定費用 5～10万円程度
 - ・ その他 郵便切手、添付書類に要する経費の実費などが想定される。

- 成年後見人等の報酬については、本事業は、あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（在宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分については、適切な単価設定を図られたい。

(別添)

1 申立てに要する経費（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

- (2) 市町村長は、審判の申立てに際し、申立てを行う対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考えられる場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

- (3) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定

する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が、審判の申立人である市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

* 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する旨いとされているため、実際の金銭の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬については、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をすることにも、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

- (2) 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の事務の状況を施設した上で、申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

- (3) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利用等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となっていくことを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。

- (2) そのような目的にかんがみ、上記1及び2に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する説明会、相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービス等の利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができ、体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

- 1 成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の対象者拡大
成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改	次のいずれにも該当する者 (ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
正	(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2に基づき市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認めらる者
前	(ウ) 後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

- 2 市町村長による後見等の開始の審判請求
(1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

(2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正についてにより、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となつて、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがいない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

- 3 障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係 大城、佐々木
TEL:03-5253-1111 (内線3149)
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@mh.lw.go.jp

事務連絡
平成20年10月24日

都道府県
指定都市
中核市
民生主管部(局)長 殿

(別紙)

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

厚生労働省老健局計画課長

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚々お礼申し上げます。さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発0609001号)」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
 - ・ 登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
 - (1) パンフレットの作成・配布
 - ・ 印刷製本費、役務費、委託料等
 - (2) 説明会・相談会の開催
 - ・ 諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費(「地域支援事業交付金の交付について」(交付要綱)に定める対象経費に該当するもの)が補助の対象となる。

厚生労働省老健局計画課
予算係長 前田(3924)
予算係 田本(3925)
代表: 03-5253-1111

「地域包括支援センターの設置運営について」

老計発第 1018001 号

老振発第 1018001 号

老老発第 1018001 号

p.4 「 3 市町村の責務 ③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。例えば、

- ・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

p.9 「 4 事業内容 ③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【別添2】

基幹相談支援センター

- 1 目的
基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。
- 2 設置主体
(1) 市町村
(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者
※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。
- 3 設置方法
基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。
- 4 業務内容
基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づき相談等の業務を総合的に行う。
具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施
・ 障害の種類や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
(2) 地域の相談支援体制の強化の取組
・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サードパーティ等利用計画の点検・評価等）
・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等）に関する各種の相談機関等との連携強化の取組（連携会議の開催等）
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組
・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

- (4) 権利擁護・虐待の防止
・ 成年後見制度利用支援事業の実施
・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

3) 成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村申立」といいます。）を行うことが規定されています（第9条）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえません。こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています（第28条）。

市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りることから迅速な申立が可能です（ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをすすめるもの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないうことが基本となります）。

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、市町村長申立ての準備に入ります。緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することも有効です。

※保全処分にあたっては、①審判開始の蓋然性があること、②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見申立書であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付して直ちに申立を実施します。

虐待事案における市町村長申立にあたっては、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付することに留意します。親族が申し立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

都道府県社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

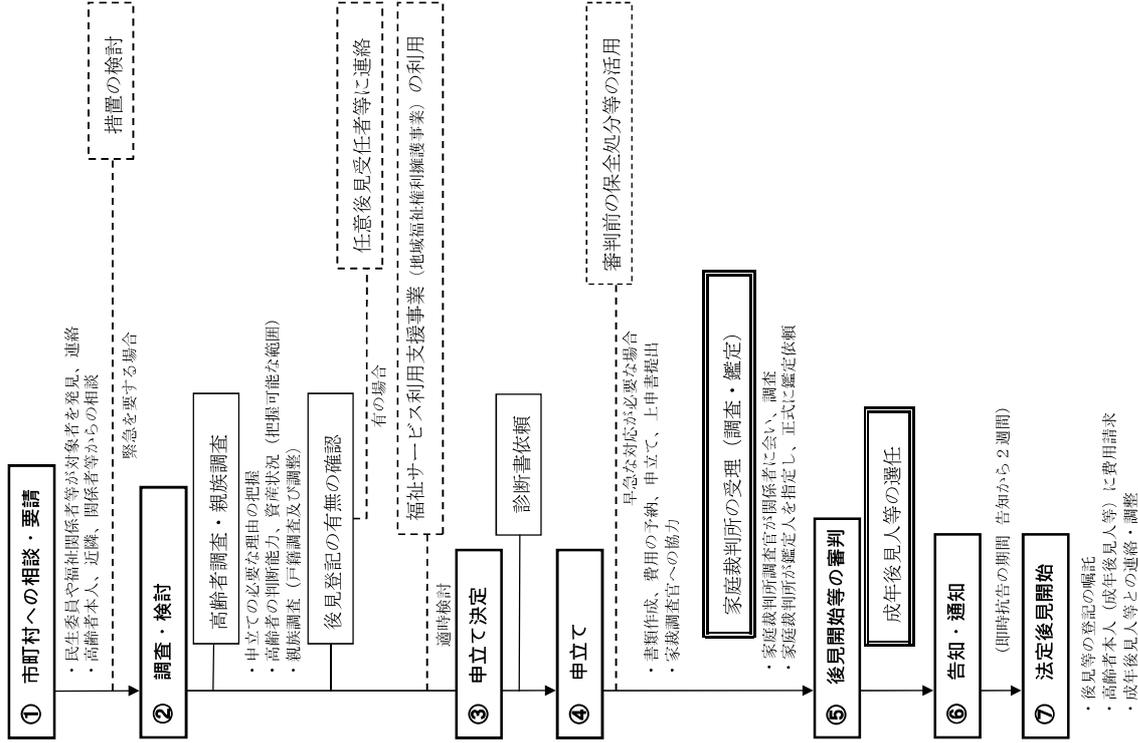
市町村長申立てについて

成年後見の申立ては、本人や4親等以内の親族が行うことが原則ですが、市町村長は、65歳以上の者がつき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができます（老人福祉法第32条）。

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをすすめるもの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないうことが基本となります）。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申し立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

出典：「地域包括支援センター業務マニュアル」

市町村長申立てフローチャート



出典：「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル改訂版（平成18年3月）」（石川県健康福祉部）

8 財産上の不当取引による被害の防止

1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第 27 条）。この相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。

特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費生活関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

○消費者ホットライン
TEL：188（局番なし）

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方にお近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日利用する事が可能です。

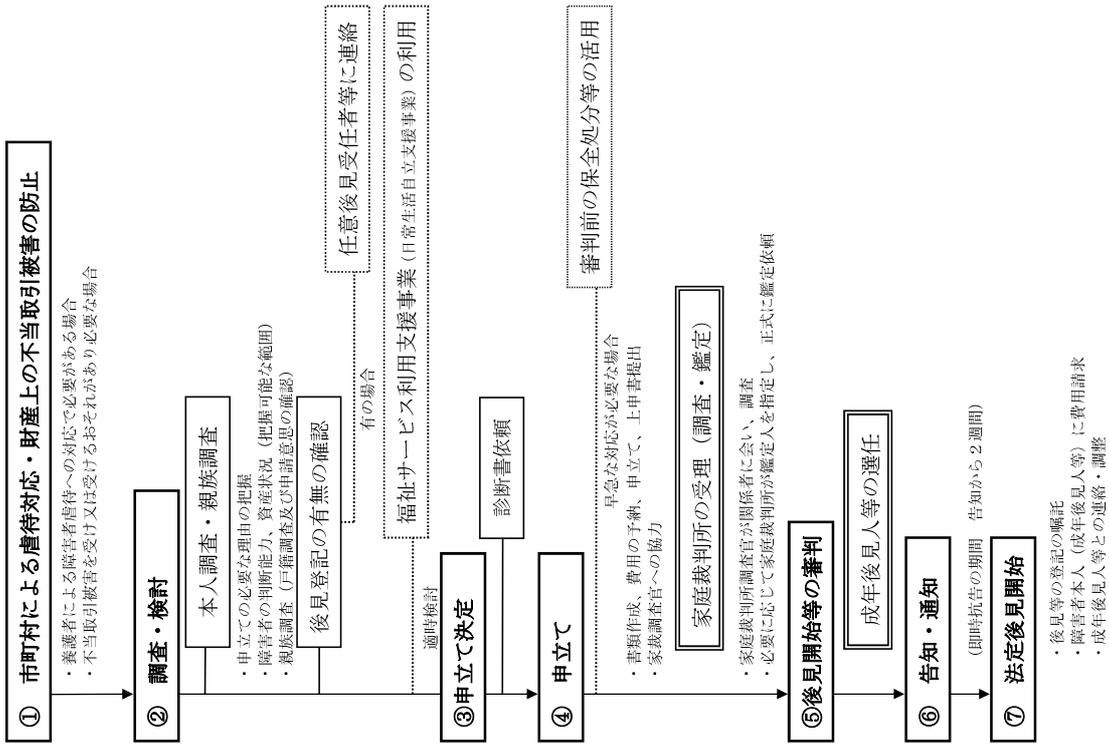
○日本司法支援センター 法テラス
TEL：0570-078374
（平日）9:00～21:00 （土曜日）9:00～17:00

問い合わせの内容に合わせて合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。
このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護士関連業務があります）。

2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村申立も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。



※「家庭内における高齢者虐待防止マニュアル」（平成17年3月）、石川県健康福祉部を参考に作成

【参考1】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神的障害者等）を保護するための制度です。平成12年4月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

- 法定後見制度
家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。
「補助」：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により判断能力が不十分な人
「保佐」：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人
「後見」：精神上の障害により常に判断能力を欠く状態にある人
これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等から選任されます。
具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。
- 任意後見制度
あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者等の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。
※ 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないと思われ

【参考2】 成年後見制度利用促進法

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）が議員立法により成立し、同年5月に施行されました。同法に基づき、政府においては、平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。同計画は、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視する等、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「福祉等の関係者と後見人等がチームとなった本人を見守る体制及びチームを支える地域連携ネットワークの構築とその運営の中核となる機関を整備する、権利擁護支援の地域連携ネットワークづ

くり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」をポイントとしています。この計画に基づいて、市町村は成年後見制度利用促進計画を策定し、都道府県においては人材の育成や必要な助言を行い、成年後見制度の利用促進を図ることとされています。

【参考3】 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者と契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家賃の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」]

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理等については自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害等の事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用を検討することが必要です。

【窓口】

都道府県社会福祉協議会
市町村社会福祉協議会

4 財産上の不当取引による被害の防止

(1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することが規定されています（第43条第1項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、市町村障害者虐待対応協力者に委託することが可能です。

市町村は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート、弁護士会

(2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市町村長申立も活用しながら、障害者の財産の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です（第43条第2項参照）。

5 養護者による障害者虐待の事例

平成25年度の厚生労働科学研究費補助金で、「障害者虐待の防止及び養護者・被害者虐待被害者の支援の在り方に関する研究」が行われました。その中で収集された養護者による障害者虐待と対応の事例を示します。

事例1 女性 知的障害（身体的虐待）

母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。サービス等利用計画を変更し、行動援護の利用を追加。相談支援専門員が自宅訪問し、モニタリングを定期的にを行う。

事例2 男性 知的障害（身体的虐待）

行動障害がある本人が、母を叩く等の他害行為を行うと、「クールドアウン」のために着衣のまま冷水をかけることがあると母から報告を受けて、居宅介護事業所が通報。

各都道府県高齢者保健福祉主管部長 殿



厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットワークにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクト」や消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところである。

（※<http://www.1-advocacy.net/r20houkoku.html>）

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

記

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター一等の関与を拒否することもある。支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワ

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもある。支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登録され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報等を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の 2、第 11 条の 4 など）。本年 3 月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年 3 月 2 日・3 日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の 4 又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いたします。

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
殿

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
(平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。)により、社会福祉法 (昭和
26 年法律第 45 号) の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとさ
れている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の
推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びそ
の世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する
支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市
町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地
域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資す
る支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市
町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援
計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に
関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平
成 29 年厚生労働省告示第 355 号) が告示されたところであるが、今般、①社会
福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の
整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加
等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策
定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

内市町村 (特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、
周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地
域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」
(平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知) につ
いては廃止する。

貴職におかれましては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するととも
に、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今
般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県
においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援
と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われ
るよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1
項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特徴、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を見出す機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその他中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めたいものもの判断能力に不安が生じ生活自立支援事業の対象とはならないもの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとすることとも考えられる)
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進することの方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

各 都道府県知事
指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目的として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。各都道府県、指定都市及び中核市におかれは、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

1. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目的として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめました。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」（平成 27 年 12 月 14 日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

(2) 今後の取組 (基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直ししていく必要がある。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができずに、可能な限り本人が自ら意思決定できるような支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等その他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながらか、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができていくかどうかの影響することが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選ぶようにしたり、絵カードや具休物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物があったい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物、どれぐらいなら食べべても疾病に影

響がないか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物を用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後から離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないよう注意することが必要である。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらか障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとって最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやらむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることができ、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参加を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

III. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状况、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめられて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなく選り好みや不安な状態に陥っている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことにより、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取り推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修(OJT)、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進める必要がある。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取り組みを進めることが求められる。

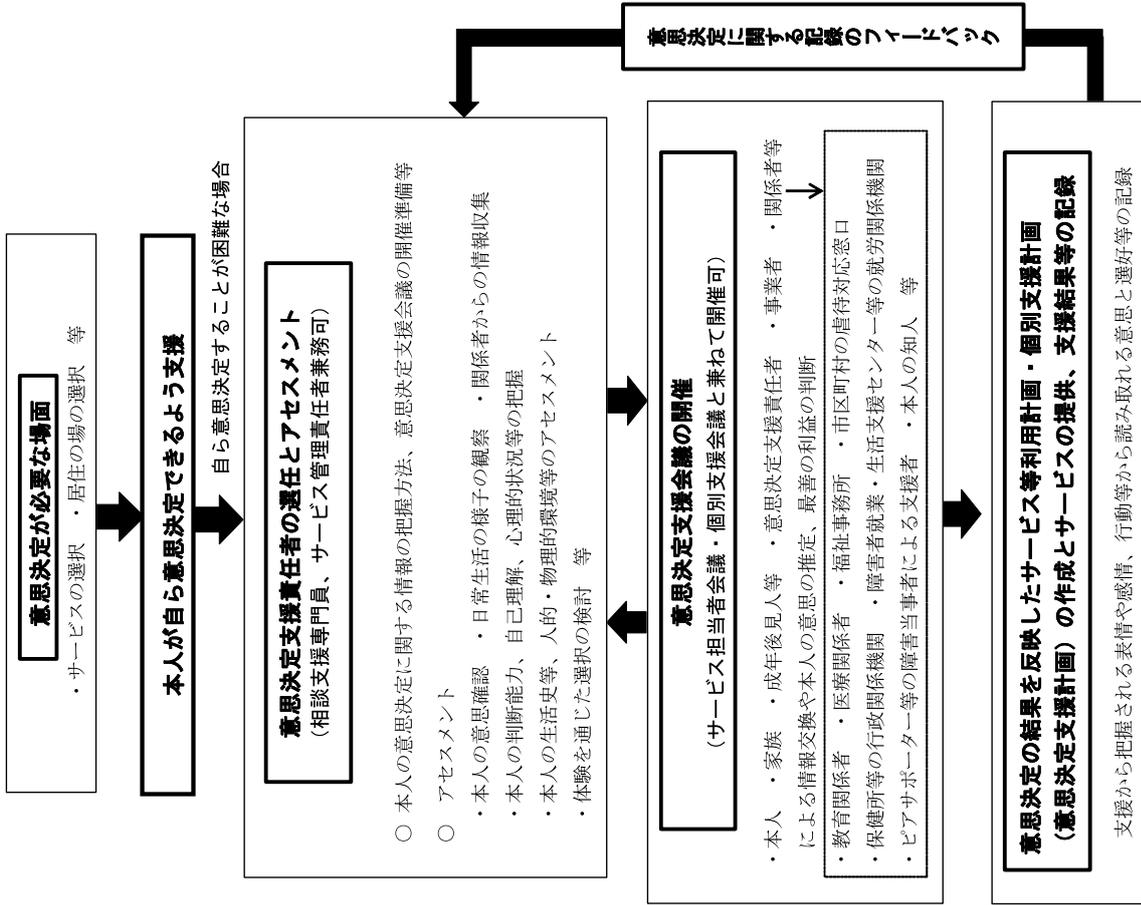
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定め、た上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのよう考えたらいいか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができ、意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることもも付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わることが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったり話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くことと耳を澄ましてうれしそうにしていて、人混み等雑音が多い場所が苦手なようでも表情が陰しくなくなったり、イライラした感じになったりしてしまったり話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中のAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着かないか不安であるのに、生活の場を変えらることでBさんが不安な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりの場面がなかったため、施設の環境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思ったり、話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだりすることはできないが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用を試してみ、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームでも混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家を出してから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまっただけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらった。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみることにした。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聞いた。Cさんは、家事全般をしていくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないう生活できないと考えていたこと、引越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やサポート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それのできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

1 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母に可愛いがられて育てられました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえたとAさんもとてうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいりする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊富な表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけることがありますが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD Grandmother((祖母)) --- Father[父] Mother((母)) --- Father Mother --- Sister((姉)) Mother --- A[Aさん] </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母に可愛いがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることに付き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしいようにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまふ。</p>	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きなのようだ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きなのようだ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいようだ。 ・友だちと関わることは好きなのようだ。 ・静かな音楽を好むようだ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きなのようだ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまふようだ。 ・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしいようだ。 ・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なのようだ。

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い		
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれられる。(6ヶ月)		
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)		

□支援目標及び支援計画等				優先順位
推定される本人の意思	支援内容	具体的取組(内容・留意点等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	サービス提供機関(提供者・担当者等)
かわいがってくれる祖母のよ うな人と一緒に饅頭などをつく ることが好き。 作った饅頭などを配り、人から 喜ばれることがうれしい	Aさんが安心できるスタッフと お菓子作りを行い、できたお 菓子を配ることを通じて人と 関わる機会をつくる。	・Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動 に参加する ・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助 具などに工夫する ・必要に応じて指示や介助を行う ・騒がしくならないように配慮する	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D
静かな音楽を聞いたり、紙に 絵の具を塗るなど、創作的な 活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、 紙に絵の具を塗るなど、創作 活動を行う。	・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を 工夫する ・部屋に飾りや音楽を流す ・絵の具以外の創作活動も試してみる	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E
友だちと関わるのが好き。 森の中を散歩して、鳥のさえ ずりを聞くとうれしい。	友だちと一緒に、鳥のさえずり を聞きながら森の中を散歩す る。	・事業所近くの森林公園内を散歩する ・一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F

□支援開始後の見直しのための観点		
意思決定支援が必要な項目	目的	内容
活動がAさんの意思を反映し ているか、検討するとともに、 支援開始後の様子から、Aさ んの意思について新たに気づ いたことがないか情報を共有 する。	意思決定支援会議を開き、生 活介護利用後のAさんの様子 について関係者で情報交換 し、共有するとともに、Aさんの 意思の推定を進め、活動内容 を見直す。	・Aさんと家族 ・生活介護事業所Cグループ担当者 ・相談支援専門員 ・移動支援事業所 ・意思決定支援責任者(サービス管理責 任者)
意思決定支援機関(提供者・担当者等)	サービス提供機関(提供者・担当者等)	サービス提供機関(提供者・担当者等)

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついたりしてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少ないことになりました。パニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子が買えるのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者に対する意向
 慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えずに、落ち着きがなく不安定になってしまいかもれないので、生活の場を変えずに今の施設で生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできる。経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることができるといいのではないか。

総合的な援助の方針
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1 今の施設での生活を変えずに、落ち着きなく不安定にならないので、生活の場を変えずに今の施設で生活したいという思いがある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできる。経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることができるといいのではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活したいかを本人の意思で決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使用し、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由に生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由に生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活したいかを本人の意思で決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由に生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								

I はじめに	1
1 ガイドライン策定の背景	
2 ガイドラインの趣旨	
II 基本的考え方	2
1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか	
2 誰による意思決定支援のガイドラインか	
3 意思決定支援とは何か（支援の定義）	
III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則	3
1 本人の意思の尊重	
2 本人の意思決定能力への配慮	
3 チームによる早期からの継続的支援	
IV 意思決定支援のプロセス	6
1 意思決定支援の人的・物的環境の整備	
(1) 意思決定支援者の態度	
(2) 意思決定支援者との信頼関係と立ち会う者との関係性への配慮	
(3) 意思決定支援と環境	
2 適切な意思決定プロセスの確保	
(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）	
(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）	
(3) 本人が意思を実現することの支援（意思実現支援）	
3 意思決定支援プロセスにおける家族	
(1) 家族も本人の意思決定支援者であること	
(2) 家族への支援	
4 日常生活や社会生活における意思決定支援	
5 意思決定支援チームと会議（話し合い）	
V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂	13
VI 事例に基づく意思決定支援のポイント	14

認知症の人の日常生活・社会生活における

意思決定支援ガイドライン

＜平成30年4月20日パブリックコメント時点案＞

I はじめに

1 ガイドライン策定の背景

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律を受け設置された成年後見制度利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」と指摘があり、成年後見制度利用促進委員会の議論を経て作成された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされた。

○ これを受け、認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のため平成 27 年度、平成 28 年度に実施した意思決定に関する研究（脚注 i）を参考に、平成 29 年度の老人保健健康増進等事業において、認知症の人の意思決定支援に関する検討を行い、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定した。

○ 本ガイドラインは、日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできがざり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したものである。（脚注 ii）

2 ガイドラインの趣旨

○ 普段から、我々一人一人が自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことが重要であることは誰もが認識するところであるが、このことは、認知症の人についても同様である。

○ 本ガイドラインは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すものである。

〈脚注 i〉老人保健健康増進等事業としての、平成 27 年度「認知症の行動・心理症状（BPSD）等に対し認知症の人の意思決定能力や責任能力を踏まえた対応のあり方に関する調査研究事業」と、平成 28 年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」を指す。

〈脚注 ii〉本ガイドラインは、委員会・ワーキング委員会の委員、さらに委員の所属されている組織、認知症当事者の方などからのご意見とともに、国内施設の訪問調査、意思決定支援について知見を有する専門家などからの聞き取り、文献調査の結果のほか、イギリスの 2005 年意思決定能力法（The Mental Capacity Act 2005）、「障害者の権利、意思及び選好を尊重する」と定めた障害者の権利に関する条約（2014 年 2 月 19 日批准）、障害福祉サービスの利用等にわたっての意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月 31 日・厚生労働省）等を参考にしている。また、医療等の分野では、人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（平成 19 年 5 月・改訂平成 30 年 3 月・厚生労働省）がある。

II 基本的考え方

1 誰の意思決定支援のためのガイドラインか

○ 認知症の人（認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。以下、「認知症の人」ないし「本人」という）を支援するガイドラインである。

2 誰による意思決定支援のガイドラインか

○ 特定の職種や特定の場面に限定されるのではなく、認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人（以下、「意思決定支援者」という）による意思決定支援を行う際のガイドラインである。

○ その多くはケアを提供する専門職種や行政職員等であるが、これだけにとどまらず、家族、成年後見人（脚注 iii）、地域近隣において見守り活動を行う人、本人と接し本人をよく知る人などが考えられる。

○ ケアを提供する専門職種や行政職員の例として、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、民生委員、社会福祉施設、医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害・福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、市町村などが考えられる。

3 意思決定支援とは何か（支援の定義）

○ 認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。（脚注 iv）

○ 本ガイドラインでいう意思決定支援とは、認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。（脚注 v）

〈脚注 iii〉ここにいる成年後見人には、法定後見人と任意後見人が含まれ、前者には、補助人や保佐人も含む。

〈脚注 iv〉本ガイドラインは、認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意思決定能力が欠けている場合の、いわゆる「代理代行決定」のルールを示すものではない。今後、本ガイドラインによって認知症の人の意思決定を支援してもなお生ずる問題については、別途検討されるべきで、この点は本ガイドラインの限界と位置付けられる。

本ガイドラインは、本人の意思決定支援のプロセスは、代理代行決定のプロセスとは異なるということを中心的な考えとして採用している。

〈脚注 v〉本人が意思を形成することの支援を意思形成支援、本人が意思を表明することの支援を意思表明支援、本人が意思を実現するための支援を意思実現支援と呼ぶこともできる。

III 認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則

1 本人の意思の尊重

- 意思決定支援者は、認知症の人が、一見すると意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくことの重要性について認識することが必要である。
- 本人への支援は、本人の意思の尊重、つまり、自己決定の尊重に基づき行う。したがって、自己決定に必要な情報を、認知症の人が有する認知能力に応じて、理解できるように説明しなければならぬ。
- 意思決定支援は、本人の意思（意向・選好あるいは好み）（[脚注vi](#)）の内容を支援者の視点で評価し、支援すべきだと判断した場合にだけ支援するのではなく、まずは、本人の表明した意思・選好、あるいは、その確認が難しい場合には推定意思・選好（[脚注vii](#)）を確認し、それを尊重することから始まる。
- 認知症の人は、言語による意思表示が上手くできないことが多く想定されることから、意思決定支援者は、認知症の人の身振り手振り、表情の変化も意思表示として読み取る努力を最大限に行うことが求められる。
- 本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合（[脚注viii](#)）でない限り、尊重される。

〈[脚注vi](#)〉本ガイドラインでは、「意思」という言葉で、意向、選好（好み）を表現することがある。

〈[脚注vii](#)〉本人に意思決定能力が低下している場合に、本人の価値観、健康観や生活歴を踏まえて、もし本人に意思決定能力があるとすると、この状態を理解した本人が望むであろうところ、好むであろうところを、関係者で推定することを指す。

〈[脚注viii](#)〉本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合の例としては、支援する家族等がいない、あるいは支援が難しいのに、自宅で生活を選ぶことで、本人が基本的な日常生活すら維持できない場合や、糖尿病であるにも関わらず、食事指導で求められたカロリー制限を著しく超える食事摂取を続けるような健康を損なう恐れのある場合や、本人が現在所有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合を指す。

2 本人の意思決定能力への配慮

- 本人には意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援をする。
- 本人のその時々々の意思決定能力の状況に応じて支援する。
- 本人の意思決定能力を固定的に考えずに、本人の保たれている認知能力等を向上させよう働きかけを行う。（[脚注ix](#)）
- 本人の意思決定能力は、説明の内容をどの程度理解しているか（理解する力）、またそれを自分のこととして認識しているか（認識する力）、論理的な判断ができるか（論理的に考える力）、その意思を表明できるか（選択を表明できる力）によって構成されるときに後述のプロセスに応じた意思決定支援活動は一体をなす。
- 意思決定能力の評価判定は、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示すような情報と、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づき適切に判断が行われることが必要である。

〈[脚注ix](#)〉本人の意思決定能力についての注意事項を掲げる。

(1) 本人の意思決定能力は行為内容により相対的に判断される。日常生活・社会生活の意思決定の場面は多岐にわたり、選択の結果が軽微なものから、本人にとっても見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。

(2) 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失されていく。

(3) 意思決定能力は、認知症の状態だけではなく、社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化するので、より認知症の人が決めることができるように、残存能力への配慮が必要となる。

なお、本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化することに注意すべきである。

3 チームによる早期からの継続的支援

- 本人が自ら意思決定できる早期（認知症の軽度）の段階で、今後、本人の生活がどのようになっっていくかの見通しを、本人や家族、関係者で話し合い、今後起こりうることについてあらかじめ決めておくなど、先を見通した意思決定の支援が繰り返し行われることが重要である。
- 意思決定支援にあたっては、本人の意思を踏まえて、身近な信頼できる家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行う体制（以下、「意思決定支援チーム」という）が必要である。
- 特に、本人の意思決定能力に疑義があったり、本人の意思決定能力向上・支援方法に困難がある場合は、意思決定支援チームで情報を共有し、再度本人の意思決定支援の方法について話し合う。
- 意思決定支援にあたっては、特に、日常生活で本人に接するなど本人を良く知る人から情報を収集し、本人を理解し、支援していくことが重要である。家族は、通常もともと本人を良く知る人であるから、家族が関わることは重要である。また、地域近隣で本人の見守りをしていたりいる方など、日頃から本人とつながりがある方と関わることも重要である。
- 意思決定支援に際して、本人の意思を繰り返し確認することが必要である。意思決定支援者は、本人の意思を理解したと判断しても、その過程や判断が適切であったかどうかを確認し、支援の質の向上を図ることが必要である。
- 専門職種や行政職員が本人のその後の生活に影響を与えるような意思決定支援を行った場合には、その都度、記録を残しておくことが必要である。

IV 意思決定支援のプロセス

1 意思決定支援の人的・物的環境の整備

- 意思決定支援は、意思決定支援者の態度や意思決定支援者との信頼関係、立ち会う人との関係性や環境による影響を受けることから、意思決定支援に当たっては、以下に留意する。
- (1) **意思決定支援者の態度**
 - 意思決定支援者は、本人の意思を尊重する態度で接していることが必要である。
 - 意思決定支援者は、本人が自らの意思を表明しやすいよう、本人が安心できるような態度で接することが必要である。
 - 意思決定支援者は、本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することが必要である。
 - 意思決定支援者は、支援の際は、丁寧に本人の意思を都度確認する。
- (2) **意思決定支援者との信頼関係と立ち会う者との関係性への配慮**
 - 意思決定支援者は、本人が意思決定を行う際に、本人との信頼関係に配慮する。意思決定支援者と本人との信頼関係が構築されている場合、本人が安心して自らの意思を表明しやすいくなる。
 - 本人は、意思決定の内容によっては、立ち会う者との関係性から、遠慮などにより、自らの意思を十分に表明ができな場合もある。必要な場合は、一旦本人と意思決定支援者との二人で本人の意思を確認するなどの配慮が必要である。
- (3) **意思決定支援と環境**
 - 初めての場所や慣れない場所では、本人は緊張したり混乱したり本人が慣れた場所での意思決定支援を行うことが望ましい。
 - 初めての場所や慣れない場所での意思決定支援を行う場合には、意思決定支援者は、本人ができる限り安心できる環境となるように配慮するとともに、本人の状況を見ながら、いつも以上に時間をかけた意思決定支援を行うなどの配慮が必要である。
 - 本人を大勢で囲むと、本人は圧倒されてしまい、安心して意思決定ができなくなる場合があることに注意すべきである。
 - 時期についても急がせないようにする、集中できる時間帯を選ぶ、疲れている時を避けるなどに注意すべきである。
 - 専門職種や行政職員等は、意思決定支援が適切になされたかどうかを確認・検証するために、支援の時に用いた情報を含め、プロセスを記録し、振り返ることが必要である。

2 適切な意思決定プロセスの確保

○ 意思決定支援者は、意思決定を支援する際には、本人の意思決定能力を適切に評価しながら、以下の適切なプロセスを踏むことが重要である。

(1) 本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）

- まずは、以下の点を確認する。
 - ・ 本人が意思を形成するのに必要な情報が説明されているか。
 - ・ 本人が理解できるよう、分かりやすい言葉や文字にして、ゆっくりと説明されているか。
 - ・ 本人が理解している事実認識に誤りがないか。
 - ・ 本人が自発的に意思を形成するに障害となる環境等はないか。
- 認知症の人は説明された内容を忘れてしまうこともあり、その都度、丁寧に説明することが必要である。

○ 本人が何を望むかを、問われた質問で聞くことが重要である。(脚注 x)

○ 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かをわかりやすく示したり、話して説明するだけではなく、文字にして確認できるようにしたり、図や表を使って示すことが有効な場合がある。(脚注 xi)

○ 本人が理解しているという反応をしても、実際は理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認することが必要である。

(2) 本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）

○ 本人の意思を表明しにくくする要因はないか。その際には、上述したように、意思決定支援者の態度、人的・物的環境の整備に配慮が必要である。

○ 本人と時間をかけてコミュニケーションを取るということが重要であり、決断を迫るあまり、本人を焦らせるようなことは避けなければならない。

○ 複雑な意思決定を行う場合には、意思決定支援者が、重要なポイントを整理してわかりやすく選択肢を提示するなど有効である。

○ 本人の示した意思は、時間の経過や本人が置かれた状況等によって変わり得るので、最初に示された意思に縛られることなく、適宜その意思を確認することが必要である。

○ 重要な意思決定の際には、表明した意思を、可能であれば時間をおいて確認する、複数の意思決定支援者で確認するなどの工夫が適切である。

○ 本人の表明した意思が、本人の信条や生活歴や価値観等から見ると整合性がとれない場合は、本人の意思を形成するプロセスが適切でない場合があるので、そのプロセスを見直すことが必要である。

〈脚注 x〉 問かれた質問とは、例えば、「外出しますか」という質問ではなく、「今どんなことをしたいですか」というものをいう。

〈脚注 xi〉 その他、音、写真、動画、絵カードやアプリケーションを示すことも考えられる。

(3) 本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）

○ 自発的に形成され、表明された本人の意思を、本人の能力を最大限活用した上で、日常生活・社会生活に反映させる。

○ 自発的に形成され、表明された本人の意思を、意思決定支援チームが、多職種で協働して、利用可能な社会資源を用いて、日常生活・社会生活のあり方に反映させる。

○ 実現を支援するにあたっては、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、形成・表明された意思が、他から見ると合理的かどうかを問うものではない。

○ 本人が実際の経験をする（例えば、ショートステイ体験利用）と、本人の意思が変更することがあることから、本人にとっても無理のない経験を提案することも有効な場合がある。

3 意思決定支援プロセスにおける家族

(1) 家族も本人の意思決定支援者であること

○ 現在同居しているかどうかを問わず、本人の意思決定支援をする上で、本人をよく知る家族は本人を理解するために欠かすことはできない。したがって、本人をよく知る家族が意思決定支援チームの一員となっていくことが望ましい。

○ 家族も、本人が自発的に意思を形成・表明できるように接し、その意思を尊重する姿勢を持つことが重要である。

○ 一方で、家族は、本人の意思に向き合いながら、どうしたらよいか悩んだり、場合によっては、その本人の意思と家族の意思が対立する場合もある。こうした場合、意思決定支援者（この場合は、主として専門職種や行政職員等）は、その家族としての悩みや対立の理由・原因を確認した上で、提供可能な社会資源について調査検討し、そのような資源を提供しても、本人の意思を尊重することができないかを検討する。

(2) 家族への支援

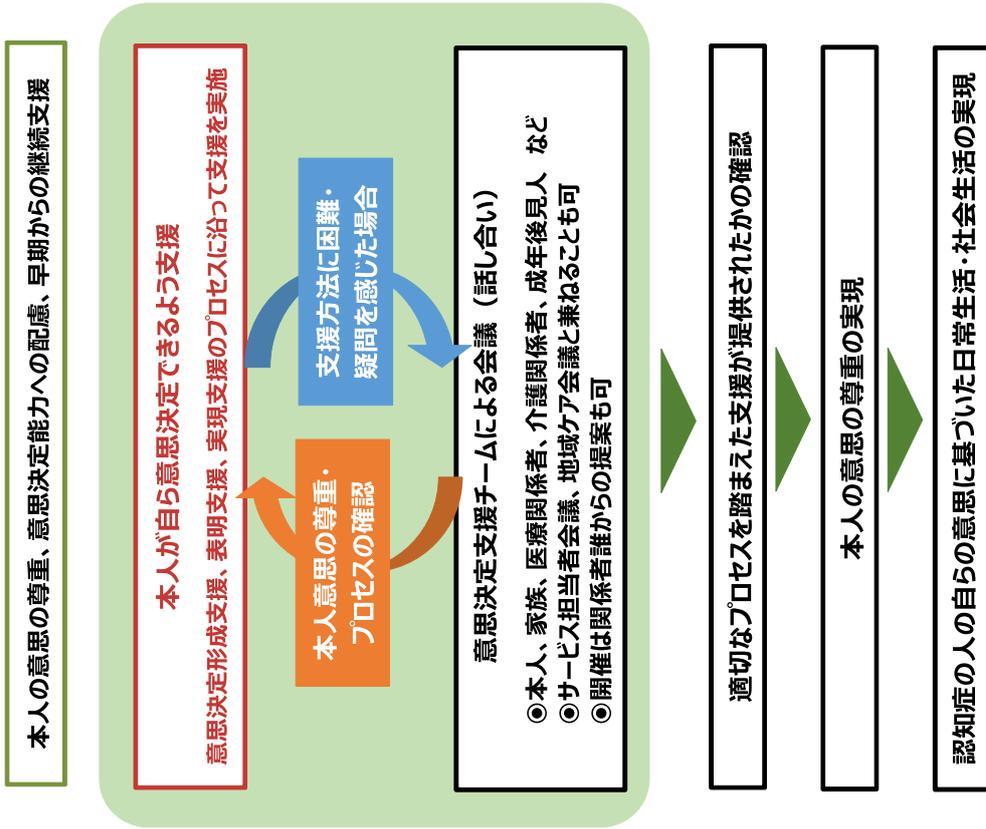
○ 本人の身上に関心をもつ家族であるが故に、本人と意見が分かれたり、本人が過去に表明した見解について家族が異なって記憶していたり、社会資源を受け入れる必要性の判断について見解が異なることがあるが、意思決定支援者（主として専門職種や行政職員等）は、家族に対して、本人の意思決定を支援するのに必要な情報を丁寧に説明したり、家族が不安を抱かれないように支援をすることが必要である。

4 日常生活や社会生活における意思決定支援

- 日常生活の意思決定支援としては、例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常提供されたプログラムへの参加を決める場合等が挙げられるが、これらに限るものではない。
 - 日常生活については、これまで本人が過ごしてきた生活が確保されることを尊重することが原則になる。
 - 本人の意思や好みを理解するためには、意思決定支援チームで、本人の情報を集め、共有することが必要である。
 - 社会生活の意思決定支援としては、自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合（その逆やその間も）や、一人暮らしを選ぶかどうか、どのようなケアサービスを選ぶか、更には自己の財産を処分する等が想定されるが、これらに限るものではない。
 - 本人の示した意思を日常・社会生活に反映した場合に、本人にとっても見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合は、意思決定支援チームで話し合うことが必要である。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う。その際には、それぞれの専門性を通じて、本人の認知機能や身体及び精神の状態を適確に示す医療に関する情報、本人の生活状況等に関する情報が適切に提供された上、十分な判断資料を得た上で判断が行われるようにすることが必要である。その際のプロセスで話し合った内容は、その都度、文書として残すことが必要である。
- #### 5 意思決定支援チームと会議（話し合い）
- 本人の意思決定能力の判定や、支援方法に困難や疑問を感じ、また、本人の意思を日常・社会生活に反映した場合に、他者を害する恐れがあったり、本人にとっても見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合には、チームで情報を共有し、共同して考える。この場合も、再度、適切な意思決定支援のプロセスを踏まえて、本人の意思決定支援の方法について話し合う（意思決定支援チームのメンバーを中心として開かれる話し合いを「意思決定支援会議」という）。
 - 意思決定支援会議では、意思決定支援の参考となる情報や記録が十分に収集されているのか、意思決定能力を踏まえた適切な支援がなされているのか、参加者の構成は適切かどうかなど、意思決定支援のプロセスを適切に踏まえているかを確認することが必要である。
 - 意思決定支援会議は、地域ケア会議、サービ担当会議等と兼ねることは可能である。
 - 意思決定支援会議では、原則として、本人の参加が望ましい。もともと、認知症の人は、周囲の雰囲気をつかむのが苦手で、知らない大勢に囲まられるとかえって意見を出せなくなる場合があることに配慮しなければならない。

- 意思決定支援会議の開催は、意思決定支援チームのだからからも提案できるようにし、会議では、情報を共有した上で、多職種のそれぞれの見方を尊重し、根拠を明確にしながら運営することが必要である。その際の話し合った内容は、その都度文書として残すことが必要である。専門職種や行政職員等は、適切な意思決定プロセスを踏まえた支援を提供するとともに、提供の過程や結果をモニタリング・記録し、評価を適切に行い、質の向上につなげる役割がある。
- 本人の意思は変更することもあるもので、意思決定支援チームでの事後の振り返り（例えば、本人が経験をしてみて、意思が変わる場合がある）や、意思を複数回確認することが求められる。

【概念図】



【具体的なプロセス】

日常生活・社会生活等における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備

- ◎ 意思決定支援者の態度
(本人意思の尊重、安心感ある丁寧な態度、家族関係・生活史の理解 など)
- ◎ 意思決定支援者との信頼関係、立ち会う者との関係性への配慮
(本人との信頼関係の構築、本人の心情、遠慮などへの心配り など)
- ◎ 意思決定支援と環境
(緊張・混乱の排除、時間的ゆとりの確保 など)

意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 本人の意思形成の基礎となる条件の確認 (情報、認識、環境)
- ◎ 必要に応じた 都度、繰り返しの説明、比較・要点の説明、図や表を用いた説明
- ◎ 本人の正しい理解、判断となっているかの確認

+

意思表明支援：形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思表明場面における環境の確認・配慮
- ◎ 表明の時期、タイミングの考慮 (最初の表明に縛られない適宜の確認)
- ◎ 表明内容の時間差、また、複数人での確認
- ◎ 本人の信条、生活歴・価値観等の周辺情報との整合性の確認

+

意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援

[ポイント、注意点]

- ◎ 意思実現にあたって、本人の能力を最大限に活かすことへの配慮
- ◎ チーム(多職種協働)による支援、社会資源の利用等、様々な手段を検討・活用
- ◎ 形成・表明された意思の客観的合理性に関する慎重な検討と配慮

各プロセスで困難・疑問が生じた場合は、チームでの会議も併用・活用

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

V 認知症への理解とガイドラインの普及と改訂

- 本ガイドラインが普及する前提として、意思決定支援者となる誰もが、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人に関する理解を深める必要がある。国は、認知症に関する啓発及び知識の普及に努めることが必要である。
- 本ガイドラインを広く意思決定支援者に普及させるためには、知識の伝達だけではなく、本ガイドラインを具体的な場面でどのように使うのかを中心とした、事例を使っての研修が必要である。
- 認知症の人の意思決定支援に関する取り組みの蓄積を踏まえ、本ガイドラインの内容も定期的に見直していくことが必要である。

VI 事例に基づく意思決定支援のポイント

事例についての注意

以下には、日常生活、社会生活の場面に分けて、参考として事例を掲載しています。これらは、提供された実際の事例にガイドラインのポイントを示すために必要な範囲で加工していますので、実際の事例がこのようになっていることを示すものではありません。また、事例のような対処が唯一の対応であるとしては提示されていません。右欄に加えたコメントを参考にガイドラインとの関係について理解を頂ければ幸いです。

〈事例1〉生活支援、医療機関への受診勧奨（日常生活）

1 事例アウトライン

- ・ 本人 80代 女性 一人暮らし
- ・ 家族 長男 県外在住 60代 月1回帰省し本人の世話をやっている
- ・ 支援者 近隣住民

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

近隣住民が、もともと夕食の副菜を持参したり、買い物を手伝うなどして本人の生活の支援を行っていた。しかし、最近になり、家の中の散らかりが目立つようになり、また買い物依頼する際にも必要以上の金銭を渡すなど、おつりの計算や金銭管理が難しくなっていることが考えられるエピソードがでてきた。以前の彼女ではありえなかったことだったため、心配した地域住民より地域包括支援センターに支援の導入について相談がきた。

社会福祉士が訪問したところ、家の玄関先や屋内にはごみが散乱していた。また、浴室のバススタブは汚れた水が溜まり排水溝が詰まっている状態であり、家の管理が困難になっていることがうかがえた。

本人から日常生活をうかがうなかで、何度も同じ話を繰り返すことがあった。また、日付の感覚が曖昧であることが分かった。しかし、本人は病院に通院はしていなかった。

本人から、家族の連絡先を聞き出し、家族からも情報を得るようにした。その結果、現在の主たる介護者は長男であり、月に1回帰省し、掃除・買い物・金銭引き出しの支援を行っていることがわかった。長男は、最近になり、本人が自宅の清掃を十分にできなくなってきたことには気づいていたが、遠方に住んでいるためどのように対応したらよいか困っていたとのことであった¹⁾。

1) 家族からの情報収集、家族に
関わりを促す。
(本編IV-3(1)、(2))

1 事例アウトライン

- ・ 本人 70代後半 男性 賃貸アパートに一人暮らし
- ・ 家族 同居していたが数年前に死亡。弟が近隣に在住であるが交流は途絶えている。
- ・ 支援者 地域包括支援センター、民生委員、行政（高齢福祉担当）

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

もともと、近所とは疎遠だった。最近になり、ごみ捨てのルールが分からなくなってきたのか、家からごみを出さなくなつたばかりか、古い家具等を拾ってきたりしては部屋内外に積み上げ、道にまではみだし通行にも支障を来す状態となり、苦情が大家と市役所に寄せられた。本人は近所からの苦情を頑なに拒んでいるが、最近とみに瘦せが目立ち、顔色も悪いということから、民生委員が訪問した。しかし、訪問をしても、本人は家から出てこなかった。一方、近所の者が「ごみ」を片付けようとする

と血相を変えて怒ることもあった。
外で見かけた時に声をかけるとやり取りができると聞き、地域包括支援センターの職員は、本人が荷物運びに苦労している際に本人を手伝い、庭まで入り家の状態を確認した。その際に、息切れと瘦せが目立っていたことから、職員は「心配だわ、暖かい食事とれませんか？」と声をかけ、時間をおかず一緒に庭先で食した。別れる際に、寒い時期だから「また、私と一緒に食事を取ってもらえませんか」と言うと本人はうなずいた。職員は今回のやり取りを民生委員に伝え、本人を外で見かけたら声をかけてほしいと依頼した¹⁾。

職員は、その後も、「近くに来たのでどうしているかと思って」等と声をかけながらも、介護保険の利用等もすすめた。本人は、介護保険の利用は拒否した。そのため、職員は、急ぎすぎないように注意しつつ、本人の健康状態に気を配った²⁾。また、職員は大家にもこれまでの生活を確認した。大家からは「母親をここで看取り、長く住んでくれているけど、いろいろな不幸なことがあり人間不信なのは」との話があった。

1) 経験をした上で判断することの一つの方法である。意思決定を支援するうえで、まず本人との信頼関係を築くことが重要である。あわせて、本人が安心してできるような姿勢で接することも重要である
(本編Ⅳ-1)

2) 時期も急がせないことが大事。また、本人の理解を深める上で、生活史について家族関係を含めて理解することは重要である。
(本編Ⅲ-3、Ⅳ-1)

2) オープンに尋ね、希望が言いやすいように配慮をする。
(本編Ⅳ-1(1))

ケア担当者より、本人に今の生活をどのようにとらえているか、尋ねた²⁾。すると、本人は、「犬や猫と一緒に自宅で暮らしたい」と言った。長男は「将来的には老人ホームにお世話にならないといけない」と思っているが、現時点では本人の思いを尊重し自宅での生活を見守りたい」と考えていた。そこで、地域包括支援センターの職員と社会福祉法人の社会福祉士は自宅を訪問し、自宅で暮らすうえで必要なことにはなにか、アセスメントを実施した。

あわせて、本人に対して、医療機関に受診することのメリット・デメリットなどを説明した上で、医療機関へ一度受診した方がよいことを勧め、内科的な疾患の有無や認知症について相談することを勧めた。受診の結果、内科的な問題はなかったが、アルツハイマー型認知症の診断を受けた。

地域包括支援センターの職員は、それらの情報を集め、介護保険サービス導入に向けてケアマネジャー選定及び担当者会議を実施した。社会福祉士は、家族の意向も踏まえ、ヘルパーによる室内清掃を提案した。当初、本人は他人が家にあがることに抵抗があると言ったが、試しをすることに納得した。数回、ヘルパーの利用を試した後に、改めて本人の意向を尋ねると、「親切な人で安心した」と導入の提案を承諾した³⁾。

3) 経験をした上で判断することの一つの方法である。
(本編Ⅳ-2(3))

〈事例Ⅲ〉入所中の日常生活（日常生活）

1 事例アウトライン

- ・本人 80代 女性
- ・施設入所
- ・支援者 ケア担当者

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

本人は、老人ホームに入所している。老人ホームでは、入所者を対象に毎週体操教室を開いていた。本人は、半年前に転倒して足を骨折したことから、リハビリに熱心に取り組み、体操教室にも欠かさずに参加していた。

ある時、入所者を対象にしたレクリエーションがあり、それは施設外に出かけるものだった。ケア担当者は、本人が骨折でしばらく外に出られなかったことから、外出の機会を作ってあげようとレクリエーションに参加させようと思い、本人にその旨を伝えた。しかし、本人はその話を聞き、レクリエーションの日程を確認すると、急に落ち着かなくなり、「私は行かない」と繰り返した。

ケア担当者は、改めて本人にレクリエーションのことをどのように思っているのかを開かれた形で尋ねた**1)**。本人の思っていることを順序立てて確認をしたところ、本人は体操教室を休むことで、また歩けなくなるのではないかと恐れていることがわかった**2)**。そこで、ケア担当者は、レクリエーションに出ることと、レクリエーションには出ずに体操教室に参加することについて、それぞれのメリットとデメリットを並べて示し、大事なこと、それぞれを紙に書き出すことも含め、繰り返し説明した**3)**。

一度に全体を覚えることは難しかったが、ケア担当者は何度かに分けて、辛抱づよく説明をし、本人が理解したかを確認した。最終的に、体操教室を1回休むことで歩けなくなるなど急な日常生活の変化はないことを本人は理解し、レクリエーションに参加することを決めた。

1) まず開かれた質問をし、本人の意向を尋ねる。
(本編 IV-2(1))

2) 言語で意向をうまく表出できない場合があるので、身振りや表情等とあわせて確認をする。
(本編 II-1)

3) 選択肢を示す場合には、比較のポイントやメリット・デメリットをわかりやすく示す。言葉だけでなく文章や図表を使うなどがある。
(本編 IV-2(1))

3) 言語による意思表示がうまくできない場合があり、身振りや表情とあわせて読み取る。
(本編 III-1)

4) この事例のように、意思決定能力があることを前提に、まず本人が決められるように支援をすることから始める。すくなくとも、「本人は分からない」からと、意思を確認せずに、支援者だけの判断で内容を決めるのは誤りである。
(本編 IV-2(1))

夏近くになると、職員は「生ごみは、夏は臭いがひどくなりますが、片付けたいですか？手伝うこともできますよ？」と言ったところ、本人より「大事なものは捨てないよ」と答えたものの、手伝いについては拒否がなかった。そのため、初めて家の中の片づけを手伝い、腐る類のものを大袋に10袋近く捨てた。職員は、本人の発言やしぐさから、他の物は、ゴミではなく、彼なりに大事なものと考えていることを理解した**3)**。また、他の時は、道路にはみ出ししている壊れた椅子について「私もちよっとスカートひっかけちゃった。このままだと危ないね。」と言うと、「小学校で使っていたんじやないかな。子どもの時思い出すでしょ。可愛い。」と珍しく自分から話した。

「大事なら一緒にここを少し片づけて、見える所に置いたら」と持ち掛けつつ、片づけの支援を続けた**4)**。続ける中で、本人は何が大事で何がいらぬか区別付かないようであった。一つずつ確認をすすめ、捨てる物には「穴が空いていて使えないかな」等、理由を伝え・確認をしながら道路にはみ出ている物を整理した。最後に本人にとって大事な壊れた椅子は、よく見える所におくと、「うん、(すっきりして)良かった」と喜んだ。その後も民生委員にもお願いして何度かに分けて関わりながら続けた。次第に、本人の態度も、おどおどしたり怒って興奮するなどの極端な感情を表出することはなく落ち着いてきた。

〈事例Ⅳ〉 財産処分に関する意思決定支援(社会生活)

1 事例アウトライン

- ・ 80代の女性
 - ・ 家族背景： 夫は死亡、子供無し、家族はいない。
 - ・ 認知症で、ホーム入居契約のため、(成年)後見が開始された。
 - ・ 有料老人ホームに入居中、今後のホーム利用料を支払うため、自宅売却の必要性が出た。
 - ・ 本人は、自宅に対する愛着が強く、売ってもよいとは言わない。
- 上記のように、身近に信頼できる人はいない。ホームの費用の捻出のために売却するということがあるためホームの関係者から説明させるのは不適当と考えられる。

2 事例本文(意思決定支援のプロセス)

まず、意思決定をする前提として、十分な時間が確保でききるかどうかを確認した。後見人は、保有する預貯金の総額から利用料をまかなえる期間を予測した。重要な財産の処分であることから意思決定には十分な時間を用意し、短時間で決しないよう配慮をした¹⁾。

時間をかけることにより管理の経費などがかかることが懸念され、本人の意向に沿っているかどうか懸念された。しかし、本人の認識を直接尋ねると、成年後見人が自宅をきちんと守っていることを喜んでいる旨の発言があった。その点で、本人の意向に沿っていることを確認し、管理の経費は本人にとっても無駄な支出ではない、節約するために早く売る必要はない、と成年後見人は判断した²⁾。

しかし、残金との関係で、今後売らなければならない時期が必ず来るので、重大な社会生活上の問題を避けるためにも、時間をかけて本人の意思形成をする(進める)ことが必要である。また、売却の時期についても、ぎりぎりまで現状で管理を継続するか、少し余裕のある段階で売却するかという選択の問題があることには留意をしつつ支援を進めた。

成年後見人は、かかりつけ医、ケア担当者と連絡を取った³⁾。かかりつけ医からは、認知症の診断があること、と重要な意思決定を支援する上で記憶の障害のほか、重要なポイントを示すなど、理解を促すための配慮が望ましいことを共有した。

また、日常生活においても相当の支援が必要な状態であること、現在、生命に関わるような重大な疾病は見当たらず、しばらくは現状の介護の状況で続けられるのではないかとの情報を得た⁴⁾。

ケア担当者からは、ケア担当者が「ホームでの生活には満足されていますか?」「家に帰ると、ホームで生活するのでどちらをお望みですか?」などの質問から、本人がホームでの生活を気に入っており、本人が現在のホームでの生活を続けることを望んでいるという情報を確認した⁵⁾。また、自宅の管理についても、本人よりケア担当者に対して、成年後見人が管理をすることで安心してほしい旨の発言があったことも聞き、現在の支援が本人の意向に沿っていることも共有した。

後見人は、本人に対して、今後も老人ホームを利用するためには、利用料を支払うために自宅を売却する必要性があることを具体的に説明したうえで、本人がこの問題をどのように理解しているのか、どのような意向を持っているのかをオープンに尋ねた⁶⁾。本人からは、老人ホームの利用に満足しているし、今の生活を続けたいとの希望が出た一方、自宅を売却する必要性の理解は難しく、自宅の売却には否定的であった。また、売却をしない場合に、今後、今の生活を続けるうえでの支援が得られなくなるおそれについても理解は困難であった。そのため、後見人は、利用する場合としない場合について、重要な違いを具体的に情報提供し、比較するうえでの重要な点を具体的に説明した。時間をかけて繰り返し説明をし、選択の重要性を伝えようとして、本人の意向を確認した⁷⁾。

支援の結果、最終的に本人は老人ホームでの生活を続けることを望み、そのためには、利用料を支払うための方策が必要であることを理解した。また、その方策の一つとして、自宅売却も一つの手段であることも理解した。売却をするかどうかは、改めて話し合い、その時期については、後見人にまかせるということとなった。

財産管理をする成年後見人は、民法858条(成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。)ことから、職務上の義務として本人の意思を尊重すべきであり、本ガイドラインでも適切な意思決定プロセスを踏まえる意思決定支援の一員として位置付けられている。

4) 認知能力や身体・精神の状態、生活状況に関する十分な情報収集が必要。特に医療者は、認知機能の評価をとおして、どのような点で支援が求められるのか、どのような工夫をすれば全体像を本人が把握できるのかについて、意思決定支援チームに対して、情報を提供することが求められる。(本編Ⅲ-2、Ⅳ-5)

5) 本人の意向を知り、意思決定を支援する上で、特に日常生活で本人に接するなど本人をよく知る人から情報を収集し、本人を理解することが重要。(本編Ⅲ-3)

6) ガイドラインで示す意思決定能力の評価、社会生活に重大な影響を及ぼすような内容のため、その決定が今後どのような影響を及ぼすのか、どのようなことが生じると想定されるのかまで、本人が把握したうえで決めることが重要。そのため、慎重な確認が必要。意思決定支援者は本人の意思を尊重し、安心して表明できる態度で接する。(本編Ⅳ-1(1)、Ⅳ-2(1))

7) 認知能力の状態に応じた支援の工夫。比較のポイントや今後の見通しをわかりやすく伝える。(本編Ⅳ-2(2))

1) 本人が安心して検討できるように(十分な時間がとれるように)配慮をする。(本編Ⅳ-1(3))

2) 大きな意思決定支援の前段階として、支援自体が本人の意向に沿っているかどうかを確認した。

3) 生活に重大な影響を与えるような決定に際しては、多職種による意思決定支援チームによる多角的な検討が求められる。(本編Ⅳ-5)

〈事例Ⅴ〉 退院支援、成年後見申立て（社会生活）

1 事例アウトライン

- ・本人 80代後半 女性（文中ではAさんと表示されることもある）
- ・家族 夫死亡後、弟（70代後半）と同居。
- ・支援者 地域包括支援センター、民生委員、ケアマネジャー

2 事例本文（意思決定支援のプロセス）

※本事例は、意思決定支援が難しかった事例である。仮に本ガイドラインに則った支援を実施した場合には、どのような意思決定支援のプロセスが想定されるかについてコメントに記載した。

Aさんは、利用していた元気はつらつ教室で周囲とのトラブルを繰り返したため、地域包括支援センターに同教室から相談があった。相談の中で、Aさんには物忘れとみられる症状があったことから、地域包括支援センター職員が本人と面接をした。その際に、職員より、Aさんに、介護保険の申請を勧めたが、Aさんは拒否された¹⁾。

たまたま、Aさんと顔見知りのケアマネジャーがいたので、地域包括支援センターの職員は、ケアマネジャーに介入を依頼した。その結果、Aさんは介護保険申請を行い、デイサービスの利用を開始することができた。当初週1回程度の利用をしていたが、次第に2～3回の利用に増えていった²⁾。

支援開始から2年が経ったころ、Aさんは体調を崩した。同居していた弟から、ケアマネジャーに支援依頼あり、Aさんは急性肺炎で入院となった。

入院して1か月経ち、病気が落ち着いてきたため、退院を検討することになった。Aさんは、自宅での慣れた生活を希望した。しかし、ケアマネジャー、病棟看護師、地域包括支援センター職員とで協議をした結果、支援者は理解力もなく自宅での生活は困難と判断した³⁾。

さらに、今後の生活の中でさまざまな手続きを考えると、成年後見人による支援が必要と考えられた。しかし、Aさん自身による申し立ては困難であると考えられた⁴⁾。支援者は、同居の弟さんに実施してもらおうのがスムーズであろうと考えた。しかし、弟さんも理解力が不十分であることがわかり、両者は支援者が必要だろうとの結論に達した。最終的に、地域包括支援センターによる申し立て支援が開始となった。

（編者）

3) この事例では、退院後に体調を崩した場合の対応が危惧されることが、それが生じる可能性はどうか、その際に本人が周囲に支援を求められるか、それが難しい場合でも、定期的な見守りやデイサービスが入れば、自宅で過ごすという本人の希望に沿えるのではないか、など工夫できる点の検討が望まれた。

〈本編Ⅲ-1、Ⅳ-2(1)〉

4) 上記と同様に、後見制度の利用や家族への説明することに対して、本人がどのように考えているのか、意向の確認が少なくとも必要である。一度では理解が難しいかもしれないが、わかりやすい説明や文書を用いた説明、メモやタブレットを比較して出す、などの工夫をあわせて行うことが考えられる。〈本編Ⅲ(3)〉

1) 意思決定支援をするうえで、人的・物理的な環境の整備、信頼関係の構築が重要である。本事例の場合、トラブルが続いたことから、危機介入的な面談になったため、信頼関係が築けず、安心できる環境も用意できていなかったことが、振り返りで指摘された。また、トラブルも取り返しかつけないところに至る前に、少しずつでも準備ができたかもしれない。

〈本編Ⅲ-3、Ⅳ(1)〉

2) 本人との信頼関係に配慮した支援、情報の共有がなされることが重要。

〈本編Ⅲ-3、Ⅳ(1)〉

3) 支援の原則を踏まえ、「認知症だからできない、わからない」と判断するのではなく、本人の意向とその背景を理解し、それを尊重することが重要である。この場面であれば、本人が自宅で生活することをどのように理解しているのか、退院した後の生活がどのようなものかを我々が事としてどのように認識しているのかを、本人に直接たずねて確認することが望まれる。また、意思決定支援の際に、本人を交えた支援が重要である。

〈本編Ⅲ-1、Ⅳ-2(1)〉

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン

1. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。
また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。
さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。
- ② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。
- ③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。
- ④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

2. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。
そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

厚生労働省

改訂 平成30年3月

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、
- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン 解説編

人生の最終段階における医療の普及・啓発の

在り方に関する検討会

改訂 平成30年3月

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン解説編

【平成19年版ガイドライン作成の経緯】

人生の最終段階における治療の開始・不開始及び中止等の医療のあり方の問題は、従来から医療現場で重要な課題となってきました。厚生労働省においても、人生の最終段階における医療のあり方方方については、昭和62年以来4回にわたって検討会を開催し、継続的に検討を重ねてきたところです。その中で行ってきた意識調査などにより、人生の最終段階における医療に関する国民の意識にも変化が見られることと、誰でもが迎える人生の最終段階とはいえないがその態様や患者を取り巻く環境もさまざまなのがあることから、人生の最終段階における医療の内容について一律の定めを示すことが望ましいか否かについては慎重な態度がとられてきました。

しかしながら、人生の最終段階における医療のあり方について、患者・医療従事者ともに広くコンセンサスが得られる基本的な点について確認をし、それをガイドラインとして示すことが、よりよき人生の最終段階における医療の実現に資するとして、厚生労働省において、初めてガイドラインが策定されました。

本解説編は、厚生労働省において策定されたガイドラインを、より広く国民、患者及び医療従事者に理解いただけるよう、「終末期医療の決定プロセスのあり方に関する検討会」において議論された内容をとりまとめたものです。

国に対しては、本ガイドラインの普及を図るとともに、緩和ケアの充実など人生の最終段階を迎える患者及び家族を支えるため、その体制整備に積極的に取り組むことを要望します。

【平成30年版ガイドライン改訂の経緯】

平成27年3月には、「終末期医療に関する意識調査等検討会」において、最期まで本人の生き方（＝人生）を尊重し、医療・ケアの提供について検討することが重要であることから、「終末期医療」から「人生の最終段階における医療」へ名称の変更を行いました。

今回の改訂は、ガイドライン策定から約10年の歳月を経た平成30年3月には、近年の高齢多死社会の進行に伴う在宅や施設における療養や看取りの需要の増大を背景に、地域包括ケアシステムの構築が進められていることを踏まえ、また、近年、諸外国で普及しつつあるACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）の概念を盛り込み、医療・介護の現場における普及を図ることを目的に「人生の最終段階における医療の普及・啓発に関する検討会」において、次の1）から3）までの観点から、文言変更や解釈の追加を行いました。

- 1）本人の意思は変化するものであり、医療・ケアの方針についての話し合いは繰り返すことが重要であることを強調すること。
- 2）本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、その場合に本人の意思を推定しうる者となる家族等の信頼できる者も含めて、事前に繰り返し話し合っておくことが重要であること。
- 3）病院だけでなく介護施設・在宅の現場も想定したガイドラインとなるよう、配慮すること。

加えて、本ガイドラインについて、人生の最終段階における医療・ケアに従事する医療・介護従事者が、人生の最終段階を迎える本人及び家族等を支えるために活用するものであるという位置づけや、本人・家族等の意見を繰り返し聞きながら、本人の尊厳を追求し、自分らしく最期まで生き、より良い最期を迎えるために人生の最終段階における医療・ケアを進めていくことが重要であることを改めて確認しました。

国に対しては、医療・介護従事者が、丁寧に本人・家族等の意思をくみ取り、関係者と共有する取組が進むよう、また年齢や心身の状態にかかわらず、家族等との繰り返し話し合いを通じて本人の意思を確認しておくことの重要性が、広く国民、本人、医療・介護従事者に理解されるよう、改訂された本ガイドラインの普及を図ることを要望します。

【基本的な考え方】

- 1）このガイドラインは、人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すガイドラインです。
- 2）そのためには担当の医師ばかりでなく、看護師やソーシャルワーカー、介護支援専門員等の介護従事者などの、医療・ケアチームで本人・家族等を支える体制を作ることが必要です。このことはいまもありませんが、特に人生の最終段階における医療・ケアにおいては重要なことです。
- 3）人生の最終段階における医療・ケアにおいては、できる限り早期から肉体的な苦痛等を緩和するためのケアが行われることが重要です。緩和が十分に行われた上で、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケアの内容の変更、医療・ケア行為の中止等については、最も重要な本人の意思を確認する必要があります。確認にあたっては、適切な情報に基づき本人による意思決定（インフォームド・コンセント）が大切です。
- 4）人生の最終段階における医療・ケアの提供にあたって、医療・ケアチームは、本人の意思を尊重するため、本人のこれまでの人生観や価値観、どのような生き方を望むかを含め、できる限り把握することが必要です。また、本人の意思は変化するものがあることや、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、本人が家族等の信頼できる者を含めて話し合いが繰り返されるということが重要です。
- 5）本人の意思が明確でない場合には、家族等の役割がいつそう重要になります。特に、本人が自らの意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めている場合は、その者から十分な情報を得たうえで、本人が何を望むか、本人にとって何が最善かを、医療・ケアチームとの間で話し合う必要があります。
- 6）本人、家族等、医療・ケアチームが合意に至るなら、それはその本人にとっても最もよい人生の最終段階における医療・ケアだと考えられます。医療・ケアチームは、合意に基づき医療・ケアを実施しつつも、合意の根拠となった事実や状態の変化に応じて、本人の意思が変化するものであることを踏まえて、柔軟な姿勢で人生の最終段階における医療・ケアを継続すべきです。
- 7）本人、家族等、医療・ケアチームの間で、話し合いを繰り返し行った場合においても、合意に至らない場合には、複数の専門家からなる話し合いの場を設置し、その助言により医療・ケアのあり方を見直し、合意形成に努めることが必要です。
- 8）このプロセスにおいて、話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくことが必要です。

1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受け本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたりうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。

また、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、本人との話し合いが繰り返されるべきことが重要である。

さらに、本人が自らの意思を伝えられたい状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返されるべきことが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である。

*注1 よりよい人生の最終段階における医療・ケアには、第一に十分な情報と説明（本人の心身の状態や社会的背景に鑑み、受ける医療・ケア、今後の心身の状態の変化の見通し、生活上の留意点等）を得たうえでの本人の決定こそが重要である。ただし、②で述べるように、人生の最終段階における医療・ケアとしての医学的妥当性・適切性が確保される必要のあることは当然である。

*注2 医療・ケアチームとはどのようなものかは、医療機関等の規模や人員によって変わりが得るものです。一般的には、担当の医師と看護師及びそれ以外の医療・介護従事者というものが基本形ですが、例えばソーシャルワーカーなど社会的な側面に配慮する人が参加することも想定されます。また、在宅や施設においては、担当の医師と看護師のほか、本人の心身の状態や社会的背景に応じて、ケアに関わる介護支援専門員、介護福祉士等の介護従事者のほか、他の関係者が加わることも想定されます。

*注3 医療・ケアチームは、丁寧には、本人の意思をくみ取り、関係者と共有する取組を進めることが重要です。また、本人の意思は、時間の経過や心身の状態の変化、医学的評価の変更等に比べて、大きく変化しうる可能性があることから、繰り返し話し合いを行うことが、本人の意思の尊重につながります。

② 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断すべきである。

*注4 人生の最終段階には、がんの末期のように、予後が数日から長くとも2-3ヶ月と予測が出来る場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返す予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合があります。どのような状態が人生の最終段階かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断によるべき事柄です。また、チームを形成する時間のない緊急時には、生命の尊重を基本として、医師が医学的妥当性と適切性を基に判断するほかにありますが、その後、医療・ケアチームによって改めてそれ以後の適切な医療・ケアの検討がなされることとなります。

*注5 医療・ケアチームについては2つの懸念が想定されます。1つは、結局、強い医師の考えを追認するだけのものになるという懸念、もう1つは、逆に、責任の所在が曖昧になるという懸念です。しかし、前者に対しては、医療・介護従事者の協力関係のあり方が変化し、医師以外の医療・介護従事者がそれぞれの専門家として貢献することが認められるようになってきた現実をむしろ重視すること、後者に対しては、このガイドラインは、あくまでも人生の最終段階の本人に対し医療・ケアを行う立場から配慮するためのチーム形成を支援するためのものであり、それぞれが専門家としての責任を持って協力して支援する体制を作るため

のものであることを理解してもらいたいと考えています。特に刑事責任や医療従事者間の法的責任のあり方などの法的側面については、ガイドライン策定以降、このような側面から大きく報道されるような事態は生じていませんが、引き続き検討していく必要があります。

③ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

*注6 緩和ケアの重要性に鑑み、2007年2月、厚生労働省は緩和ケアのための麻薬等の使用を従来よりも認める措置を行いました。

*注7 人が人生の最終段階を迎える際には、疼痛緩和ばかりでなく、他の種類の精神的・社会的問題も発生します。可能であれば、医療・ケアチームには、ソーシャルワーカーなど、社会的な側面に配慮する人やケアに関わる介護支援専門員などが参加することが望まれます。

④ 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本ガイドラインでは対象としない。

*注8 疾患に伴う耐え難い疼痛は緩和ケアによって解決すべき課題です。積極的安楽死は判例その他で、きわめて限られた条件下で認められる場合があるとされています。しかし、その前提には耐え難い肉体的疼痛が要件とされており、本ガイドラインでは、肉体的疼痛を緩和するケアの重要性を強調し、医療的な見地からは緩和ケアをいっそう充実させることが何よりも必要であるという立場をとっています。そのため、積極的安楽死とは何か、それが適法となる要件は何かという問題を、このガイドラインで明確にすることを目的としていません。

2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。

そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられたい状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いが繰り返されることも必要である。

③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

*注9 話し合った内容を文書にまとめるにあたっては、医療・介護従事者からの押しつけにならないように配慮し、医療・ケアについての本人の意思が十分に示された上で、話し合わせた内容を文書として残しておくことが大切である。

*注10 よりよい人生の最終段階における医療・ケアの実現のためには、まず本人の意思が確認できる場合には本人の意思決定を基本とすべきこと、その際には十分な情報と説明が必要なこと、それが医療・ケアチームによる医学的妥当性・適切性の判断と一致したものであること、

とが望ましく、そのためのプロセスを経ること、また合意が得られた場合でも、本人の意思が変化しうることを踏まえ、さらにそれを繰り返して行うことが重要だと考えられます。

*注11 話し合った内容については、文書にまとめておく、家族等と医療・ケアチームとの間で共有しておくことが、本人にとっての最善の医療・ケアの提供のためには重要です。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要がある。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

*注12 家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨です。法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）を含みます。複数人存在することも考えられます（このガイドラインの他の箇所が使われている意味も同様です）。

*注13 本人の意思決定が確認できない場合には家族等の役割がいくつか重要になります。特に、本人が自らの意思を伝えられない状態になった場合に備えて、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定め、その者を含めてこれまでの人生観や価値観、どのような生き方や医療・ケアを望むかを含め、日頃から繰り返し話し合っておくことにより、本人の意思が推定しやすくなります。その場合にも、本人が何を望むかを基本とし、それがどうしてもわからない場合には、本人の最善の利益が何であるかについて、家族等と医療・ケアチームが十分に話し合い、合意を形成することが必要です。

*注14 家族等がいない場合及び家族等が判断せず、決定を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが医療・ケアの妥当性・適切性を判断して、その本人にとって最善の医療・ケアを実施する必要があります。なお家族等が判断を委ねる場合にも、その決定内容を説明し十分に理解してもらいよう努める必要があります。

*注15 本人の意思が確認できない場合についても、本人の意思の推定や医療・ケアチームによる方針の決定がどのように行われたかのプロセスを文書にまとめておく、家族等と医療・ケアチームとの間で共有しておくことが、本人にとっての最善の医療・ケアの提供のためには重要です。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

- 上記(1)及び(2)の場合において、方針の決定に際し、
- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- 等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行うことが必要である。

5

*注16 別途設置される話し合いの場は、あくまでも、本人、家族等、医療・ケアチームの間で、

人生の最終段階における医療・ケアのためのプロセスを経ても合意に至らない場合、例外的に必要とされるものです。第三者である専門家からの検討・助言を受けて、あらためて本人、家族等、医療・ケアチームにおいて、ケア方法などを改善することを通じて、合意形成に至る努力をすることが必要です。第三者である専門家とは、例えば、医療倫理に精通した専門家や、国が行う「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」の修了者が想定されますが、本人の心身の状態や社会的背景に応じて、担当の医師や看護師以外の医療・介護従事者によるカンファレンス等を活用することも考えられます。

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議

平成29年1月31日
消費者委員会

我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。

こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態（本建議における「身元保証等高齢者サポート事業」）が生まれている。

身元保証等高齢者サポート事業については、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されていないのが実情である。

当委員会はこうした状況を踏まえ、身元保証等高齢者サポート事業に係る消費者被害の防止のために、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）に基づき、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、厚生労働大臣及び国土交通大臣に対し、次のとおり建議する。また、この建議への対応について、各大臣に対して、平成29年7月までにその実施状況の報告を求めらる。

(建議事項1)

消費者庁及び厚生労働省は、消費者保護の観点から、以下の取組を行うこと。

- (1) 消費者庁は、身元保証や死後事務等を行う身元保証等高齢者サポート事業による消費者被害を防止するため、厚生労働省その他関係行政機関と必要な調整を行うこと。
- (2) 厚生労働省は、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業において消費者問題が発生していることを踏まえ、事業者に対しヒアリングを行うなど、その実態把握を行うこと。
- (3) 消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、前記(2)を踏まえ、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、必要な措置を講ずること。

(理由)

- 1 我が国は、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入しており、同時に、単身世帯の増加、親族の減少、あるいは近隣関係の希薄化といった状況がみられる。
- 2 こうしたことを背景に、一人暮らしの高齢者等を対象として、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する新しい事業形態が生まれている。提供されるサービスの内容は事業者によって異なるが、主要なものとしては以下のサービスが挙げられ、これらのうち複数のサービスを一括して提供する事業形態もみられる（本建議では、これらのサービスを総称して「身元保証等高齢者サポートサービス」といい、高齢者等に対し、以下のうち少なくとも身元保証サービス又は死後事務サービスとして掲げたものを提供する事業を「身元保証等高齢者サポート事業」という。以下同じ。）。

▶ 身元保証サービス

- ・病院・福祉施設等への入院・入所時の身元（連帯）保証
- ・賃貸住宅²入居時の身元（連帯）保証

▶ 日常生活支援サービス

- ・在宅時の日常生活サポート
（買物支援、福祉サービスの利用や行政手続等の援助、日常的金融管理等）
- ・安否確認・緊急時の親族への連絡 等

▶ 死後事務サービス

¹ 本建議における「福祉施設等」には、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等が該当する。

² 本建議における「賃貸住宅」には、サービス付き高齢者向け住宅が含まれる。

- ・病院・福祉施設等の費用の精算代行
- ・遺体の確認・引取り指示
- ・居室の原状回復、残存家財・遺品の処分
- ・ライフラインの停止手続
- ・葬儀支援 等

3 こうしたサービスの需要は、少子高齢化の進展により、今後一層高まっていくことが予想されるが、既存の公的制度だけでは対応しきれない面もあり、公益法人、NPO法人、社会福祉協議会、弁護士・司法書士・行政書士、葬祭業者等、様々な主体による民間事業として行われている。

4 身元保証等高齢者サポートサービスは、前記2で挙げたとおり多岐にわたっており、一人暮らしの高齢者等が、各サービスについて個別に適正な選択を行うことは困難である。身元保証等高齢者サポート事業においては、前記2で挙げた多くのサービスを提供する場合があるため、高齢者の利便性に資するが、契約内容が複雑になりがちである。また、個々の費用がいずれのサービスの対価を示すのか、費用体系が明確でないものもみられる。

5 身元保証等高齢者サポートサービスのうち、特に死後事務に要する費用については、生前に事業者が預託する仕組みとなる場合が多いが、預託金の保全措置を講じていない事業者が存在しており、実際に、身元保証等高齢者サポート事業に係る事業者の経営破綻により、サービスの提供も受けられず、預託金も返還されないという事態が生じている。

6 身元保証等高齢者サポート事業の利用者には、一人暮らしの高齢者が多くみられる。高齢者は、一般的に次第に心身共に能力が低下していくものであり、契約締結時には判断能力が認められる場合であっても、サービスの提供を受ける必要性が高まった状況においては、サービスが契約どおりに履行されているか、本人のみでは十分な確認ができるとはいえない。さらに、死後事務の履行について本人には確認するすべがない。終末期及び死後の事務処理に関する問題は、収入・資産の多寡を問わず、一人暮らしの高齢者全般にとって深刻な課題である。

7 厚生労働省は、社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務並びに老人の福祉の増進に関する事務を所掌するとともに、所掌に係る一般消費者の利益の保護に関する事務を所掌しているところ（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第4条第1項第81号、第90号及び第107号）、身元保証等高齢者サポート事業全般については、指導監督に当たるとる行政機関が必ずしも明確ではなく、利用者からの苦情相談についてほとんど把握されていないのが実情である。

8 消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うことを任務とし（消費者庁及び消費者委員会設置法第3条第1項）、これに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務並びに関係行政機関の事務の調整に関する事務を所掌している（同法第4条第1項第1号及び第2号）。

9 厚生労働省は、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送ることができるようにするなど、高齢者の福祉の観点から、関係行政機関と連携して、身元保証等高齢者サポート事業に関する実態把握を行うべきである。そして、実態把握を踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、関係行政機関と連携して、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるように、必要な措置を講ずるべきである。その措置は、必ずしも法令による制度整備である必要はないが、消費者庁及び厚生労働省は、講じた措置の効果を適宜注視していくべきである。

10 前記9において必要な措置を検討するに当たっては、例えば以下の内容が考慮されるべきである。

- ① 契約内容（解約時のルール等）の適正化、費用体系の明確化（モデル契約書の策定等）
- ② 預託金の保全措置
- ③ 第三者等が契約の履行を確認する仕組みの構築
- ④ 利用者からの苦情相談の収集、対応策、活用の仕組みの構築

以上を踏まえ、消費者庁及び厚生労働省は、前記建議事項1に基づく措置を講ずべきである。

2. 病院・福祉施設等への入院・入所における身元保証人等の適切な取扱い

(建議事項2)

厚生労働省は、高齢者が安心して病院・福祉施設等に入院・入所することができるよう、以下の取組を行うこと。

(1) 病院・介護保険施設の入院・入所に際し、身元保証人等がいらないことが入院・入所を拒否する正当な理由には該当しないことを、病院・介護保険施設及びそれぞれに対する監督・指導権限を有する都道府県等に周知し、病院・介護保険施設が身元保証人等がいらないことのみを理由に、入院・入所等を拒む等の取扱いを行うことのないよう措置を講ずること。

(2) 病院・福祉施設等が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること。その上で、求められる役割の必要性、その役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて、必要に応じ、病院・福祉施設等及び都道府県等に示すこと。求められる役割に対応する既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討すること。

(理由)

1 医師法(昭和23年法律第201号)は、正当な事由なく診察治療の求めを拒んではならないことを定めている(同法第19条第1項)。また、各介護保険施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないことが定められており(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第4条の2、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第5条の2及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第6条の2)、入院・入所希望者に身元保証人等がいらないことは、上記の「正当な事由・理由」に該当しないと考えられる。

2 「病院・施設等における身元保証等に関する実態調査」⁴によれば、以下のとおりである。

① 契約書や利用約款等で身元保証人等を求めている病院は95.9%、施設等は91.3%

に達している。
② 身元保証人等がない場合に入院、入所を認めないとしたものは、病院で22.6%、施設等で30.7%に上る。

③ 入院・入所中に身元保証人等が不在となった時に、8割以上の病院・施設等が新たな身元保証人等を求めるとしており、身元保証人等を求める姿勢が強いことも示されている。

④ 一方、66.7%の病院及び23.6%の施設等が、身元保証人等がいなかった場合でも、支払や関わりを拒否するといった理由で問題が解決しなかったことがあると回答している。

⑤ 病院、施設等が身元保証人等に求めるものとしては、主として以下のものが掲げられている。

- 入院費・施設等利用料の支払い
- 債務(入院費・施設等利用料、損害賠償等)の保証
- 本人生存中の退院・退所の際の居室等の明渡しや原状回復義務の履行
- 緊急の連絡先
- 本人の身柄の引取り
- 入院計画書やケアプラン等の同意
- 医療行為(手術・予防接種等)の同意
- 遺体・遺品の引取り・葬儀 等

3 厚生労働省は、上記の調査結果を参考に、病院・福祉施設等が身元保証を求める理由や背景等の実態を把握した上で、必要に応じ、病院・福祉施設等が身元保証人等に求めている種々の役割を分析・分類し、それぞれの役割の必要性並びにその役割に対応することが可能な既存の制度及びサービスについて整理して、対応指針として示すなど、適切な措置を講ずるべきである。こうした既存の制度及びサービスとしては、例えば、市町村や都道府県の福祉等関連部門との連携、社会福祉協議会による福祉等に係る支援制度、成年後見制度等の関連する法的制度、身元保証等高齢者サポート事業などの福祉等関連サービス等が考えられる。

対応することが可能な既存の制度やサービスがない場合には、必要な対応策を検討するべきである。

以上を踏まえ、厚生労働省は、前記建議事項2に基づく措置を講ずるべきである。

³ 介護保険施設については、平成28年3月7日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の厚生労働省配布資料において、「入院・入所希望者に身元保証人等がいらないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」とされている。

⁴ 公益社団法人成人後見センター・リーガルサポート(平成26年10月)(https://www.legal-support.or.jp/akamon_regal_support/static/page/main/newsttopics/mimotohohokoku.pdf)。調査は全国1,521か所の病院・施設等に対し実施され、病院(療養型医療施設(介護・医療)、その他(精神病床・一般病床)97か所、施設等(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、有料老人ホーム(介護付・住宅型)、サービス付き高齢者向け住宅、その他(養護老人ホーム等))506か所から回答を得ている。

3. 消費者への情報提供の充実

(建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

(理由)

1 身元保証等高齢者サポート事業においては、契約内容が複雑になりがちであること、サービスの履行状況の確認が困難であること、事業者に費用を預託する契約形態となることなどから、消費者被害防止のためには、消費者に対し、こうしたサービスを適正に選択するために十分な情報が提供されなければならない。消費者庁及び厚生労働省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業において提供されるサービスを利用できるよう、建議事項1及び2による措置内容を含めて、積極的な情報提供を行う必要がある。

2 身元保証等高齢者サポートサービスには、賃貸住宅に入居する際の身元（連帯）保証サービスが含まれる。こうしたサービスが利用される背景には、賃貸住宅への入居の際にしばしば求められる身元（連帯）保証人等を確保することが困難な高齢者等のニーズがあると考えられる。国土交通省においては、高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る観点から、高齢者が利用できる家賃債務保証機関に係る情報が提供される体制整備を促す取組が行われており、消費者の適正な選択に資する、こうした家賃債務保証の情報提供に関する取組を、引き続き推進していく必要がある。

以上を踏まえ、消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、前記建議事項3に基づく措置を講ずべきである。

(以上)

の程度と家族等の状況を勘案して入所の必要性を判断することとして、特別介護老人ホームの所在自治体が入所指針に評価への勘案方法を規定した上で、ある自治体に居住するか否かを考慮するような場合までは、介護保険法の趣旨を逸脱しているとは言えないと考えられる。

各自治体においては、サービスを必要とする入所に適切なサービス提供体制が整備されるよう、特別介護老人ホームへの入所の判断について、適正な指導・監督を行っていただきたい。

(6) 介護保険施設における身元保証人等の取扱について

平成29年1月に消費者委員会より「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が報告されたところである。

これを受けて、平成29年度老人保健健康増進等事業において介護施設等での身元保証人等に関する実態把握を行っているところであり、今後、報告書も公表する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、平成28年3月の全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議でも周知したところであるが、介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。

また、各施設の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない。

介護保険施設に対する指導・監督権限を持つ都道府県等におかれては、管内の介護保険施設が、身元保証人がいないことのみを理由に入所を拒むことや退所を求めるといった不適切な取扱いを行うことのないよう、適切に指導・監督を行っていただきたい。

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

身元保証人等がいなかったことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいなかったことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいなかったことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法(昭和28年法律第201号)第19条第1項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいなかったことを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。

民間分野

ガイドライン

(通則編・外国第三者提供編・確認記録義務編・匿名加工情報編)

個人情報保護法 (*1)

(4~7章：個人情報取扱事業者等の義務、罰則等)
(対象：民間事業者)

個人情報保護法 (*1)

(1~3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

- (*1) 個人情報の保護に関する法律
- (*2) 金融関連分野・医療関連分野・情報通信関連分野等においては、別途のガイドライン等がある。
- (*3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- (*5) 個人情報保護条例の中には、公的分野における個人情報の取扱いに関する各種規定に加えて、事業者の一般的責務等に関する規定や、地方公共団体の施策への協力に関する規定等を設けているものもある。

公的分野

行政機関
個人情報
保護法
(*3)

(対象：
国の行政機関)

独立行政法人
個人情報
保護法
(*4)

(対象：
独立行政法人等)

個人情報
保護条例
(*5)

(対象：
地方公共団体等)

1. 「個人情報保護法」とは
2. 「個人情報」とは
3. 事業者が守るべき4つのルール
4. (1) 取得・利用に関するルール
(2) 保管に関するルール
(3) 提供に関するルール
(4) 本人からの開示請求等に関するルール

(参考) 罰則

匿名加工情報
認定個人情報保護団体
個人情報保護法相談ダイヤル

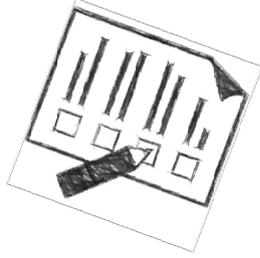
【巻末資料】中小企業向け「これだけは！」チェックリスト10

1. 「個人情報保護法」とは

【中小企業向け「これだけは！」10のチェックリスト付】

はじめでの個人情報保護法

～シンプルレッスン～

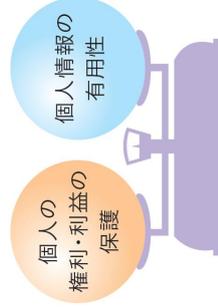


平成29年6月
個人情報保護委員会

平成29年5月30日から、すべての事業者に「個人情報保護法」が適用されています！

？ 個人情報保護法とは？

- ✓ 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性(社会生活やビジネス等への活用)とのバランスを図るための法律
- ✓ 民間事業者の個人情報の取扱いについて規定
- ✓ 従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていませんでしたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています



2. 「個人情報」とは

【個人情報】

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

(例) 「氏名」、「生年月日」と氏名の組合せ、「顔写真」等

(※ その情報単体でも個人情報に該当することとした「**個人識別符号**」も個人情報に該当します。)



顧客情報だけでなく、従業員情報や取引先の名刺といったものも個人情報です。

？ 「個人識別符号」とは？

- ✓ 以下①②のいずれかに該当するものであり、政令・規則で個別に指定される
- ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号
⇒ DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋
- ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号(公的な番号)
⇒ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー等

3. 事業者が守るべき4つのルール

①取得・利用

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



勝手に使わない！

③提供

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



勝手に人に渡さない！

(※) ②～④は個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合にはかかるルールです。

②保管

- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運ぶ場合も要注意)



なくさない！
漏らさない！

④開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。



お問合わせに対応！

4. (1) 取得・利用に関するルール

！ 個人情報の「取得・利用」に当たって守るべきこと

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。

(※) 利用目的の通知・公表方法は、特に定めはありません。通知であれば、本人に口頭・書面・メール等で通知すること考えられ、公表であれば、HPの分りやすい場所や店舗等の事業所への掲示、申込書等への記載等が考えられます。なお、同意までの義務はありません。



「利用目的の特定」とは、何のために個人情報を利用するのか具体的に決めることです。

？ 利用目的はどのように特定すればよいですか？

- ✓ 例えば、以下のように特定することが考えられます。
「当社の新商品のご案内の送付のため」
「当社の商品の配送及びアフターサービスのご案内のため」
- ✓ なお、取得の状況から、利用目的が明らかであれば、利用目的の通知又は公表は不要です。
(例：配送伝票の記入内容を配送のために利用することは明らか)
- ✓ また、利用目的を変更(追加)する場合は、原則本人の同意が必要です。
(関連性のある範囲内での変更なら通知又は公表のみで可)

4. (1) 取得・利用に関するルール(補足：要配慮個人情報)

！ 「要配慮個人情報」の「取得」に当たって守るべきこと

- 「**要配慮個人情報**」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。

(※) なお、法令に基づいて取得する場合は同意は不要です。

(例) 労働安全衛生法に基づき健康診断を実施、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合

また、本人から直接書面や口頭で取得する場合は、同意があったものとみなされるため、あらかじめ同意をとる必要はありません。

？ 「要配慮個人情報」とは？

- ✓ 不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報。
(例) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があること等

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

- !** 個人情報の「保管」に当たって守るべきこと
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
 - 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。



「安全に管理」するための手法とは？

- ✓ 取り扱う個人情報の性質及び量等によりますが、例えば、以下のような手法が考えられます。
 - 取扱の基本的なルールを決める。
 - 従業員を教育する。
 - 紙で管理している場合は、鍵のかかる引き出しで保管する。
 - パソコン等で管理している場合は、ファイルにパスワードを設定する。等
- ✓ なお、ガイドラインでは、小規模事業者（※）向けの手法例を掲載していますので、併せてご参照下さい（次ページ参照）。

※従業員数が100人以下の事業者（ただし、5,000人分を超える個人情報を取り扱う事業者や、委託を受けて個人情報を取り扱う事業者を除きます。）

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

! 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント②

講じなければならない措置	手法例	ヒント
4 人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行う。 ● 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集合研修に限らず、朝礼等の際に定期的に注意喚起を。
5 物理的安全管理措置	<p>(1) 個人データを取り扱う区域の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを開覧等できないような措置を講ずる。 <p>(2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する ● 個人データを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、当該機器をセキュリティワイヤー等により固定する。 <p>(3) 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方法を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰でも見られる場所に放置しない。 ● 書類や電子媒体をきちんと管理。 ● 電子媒体にはパスワードを、置き忘れ等に注意を。

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

! 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント③

講じなければならない措置	手法例	ヒント
5 物理的安全管理措置	<p>(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類であれば、焼却、シュレッダー処理を、機器・電子媒体等であれば、データ削除ソフトウェアの利用や物理的な破壊等を。
6 技術的安全管理措置	<p>(1) アクセス制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確にし、個人データへの不要なアクセスを防止する。 <p>(2) アクセス者の識別と認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業員を識別・認証する。 <p>(3) 外部からの不正アクセス等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態で保持する。 ● 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。 <p>(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要のない者の個人情報へのアクセスを制限するため、個人情報を含むファイルにパスワードを。 ● セキュリティ対策ソフトウェアを最新の状態に。 ● それほど難しい操作ではないので、メール送信時にはパスワードを。

①取得・利用	②保管
③提供	④開示等対応

! 小規模事業者向けの安全管理措置の手法例とヒント①

講じなければならない措置	手法例	ヒント
1 基本方針の策定	※この項目は、義務ではありません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 義務ではありませんが、策定しておくことで、従業員教育に役立ちます。
2 個人データの取扱いに係る規律の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の業務マニュアル・チェックリスト・フローチャート等に個人情報の取扱いの項目を入れるのも一案。
3 組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データを取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者その他の者を区分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人データの取扱いを担当者任せにせず、責任者がチェックすることで不適切な取扱いを防ぐことができます。
(2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用	<ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データを取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務口話やチェックリスト等を活用し、確認を。
(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「まろ・れん・そう」の中に、個人情報漏えい的事案を。
(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任ある立場の者が、個人データの取扱状況について、定期的に確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (1) ~ (4) のプロセスで気づいたりスクアがあれば、改善を。

！ 個人情報の「提供」に当たって守るべきこと

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、**一定事項を記録する。**

第三者とは、個人情報の本人及び当該事業者以外の者を指します。

(※) 本人の同意を得る方法は、特に定めはありません。口頭・書面で同意を得る方法のほか、ホームページで同意欄にチェックいただく方法も考えられます。

？ 本人同意や記録が不要となる例外はありますか？

- ✓ 法令に基づく場合 (例：警察、裁判所、税務署等からの照会)
- ✓ 人の生命・身体・財産の保護に必要 (本人同意取得が困難)
(例：災害時の被災者情報の家族・自治体等への提供)
- ✓ 公衆衛生・児童の健全育成に必要 (本人同意取得が困難)
(例：児童生徒の不登校や、児童虐待のおそれのある情報を関係機関で共有)
- ✓ 国の機関等の法令の定める事務への協力
(例：国や地方公共団体の統計調査等への回答)
- ✓ 委託、事業承継、共同利用 等

！ 記録事項・保存期間について

- 基本的な記録事項は、以下のとおり (保管期間は原則3年)。
(提供した場合) 「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか？
(提供を受けた場合) 「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたか？
+ 「相手方からの取得経緯」
- ただし、本規定は個人データの不正な流通の防止が目的であるため、一般的なビジネスの実態に配慮して、以下の通り例外規定があります。

？ 何でも記録義務がかかるのですか？例外はありますか？

- ✓ 本人との契約等に基づいて提供した場合、記録は契約書で代替OK
- ✓ 反復継続して提供する場合は、包括的な記録でOK
- ✓ 例外規定として、以下の場合は記録義務はかかりません。
 - ・ 本人による提供と整理できる場合 (例：SNSでの個人の投稿)
 - ・ 本人に代わって提供していると整理できる場合 (例：銀行振込)
 - ・ 本人側への提供と整理できる場合 (例：出席している家族への提供)
 - ・ 「個人データ」に該当しないと整理できない場合 (例：名刺1枚のコピー) 等

例外規定の詳細はガイドライン(第三者提供時の補足・記録義務)をご参照ください。

！ 外国にある第三者に提供する場合

- 次の①～③のいずれかを満たす必要があります。
(委託や共同利用を行うおとずる場合であっても例外ではありません。)

- ① 外国にある第三者に提供することについて、本人の同意を得る。
- ② 外国にある第三者が、適切な体制を整備している (※)。
- ③ 外国にある第三者が個人情報保護委員会が認めた国に所在している

なお、外国のクラウドを利用する場合、当該クラウド事業者がサーバ内に保存された個人データを取り扱わない場合は、外国への第三者提供には当たりません。

(※) 具体的には、以下が該当します。

- 外国の第三者において、個人情報保護法の趣旨に沿った措置を実施することが、委託契約・共通の内規・個人データを提供する者がAPEC越境プライバシールール (CBPR) システムの認定を受ける等によって担保されていること

○ 外国の第三者が個人情報の取扱いに関する国際的な枠組み (例：APEC越境プライバシールール (CBPR) システム) に基づく認定を受けていること

※APEC越境プライバシールール (CBPR) システムについて、ご興味のある方は、当委員会のウェブサイトに説明資料を掲載していますので、是非ご覧ください。

URL： http://www.ppc.go.jp/files/pdf/CBPR_ppc.pdf

！ 個人情報の「開示請求等への対応」に当たって守るべきこと

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。



「開示等の請求」とは、自分の個人情報について「真実してほしい」「誤りを訂正してほしい」等の請求のことをいいます。

？ 開示請求等への対応に当たっての留意点は？

- ✓ 一時的に保有しているにすぎない個人情報 (二半年以内) に消去するもの) や、他の事業者からデータ編集作業のみを委託されて取り扱っているだけの個人情報 (二開示等の権限がないもの) は、対応は不要です。
- ✓ 以下の①～⑤について、「本人が知り得る状態」に置く必要があります。
(例：HP公表、事業所での掲示等。また、それらを行わず、以下の事項に関する問合せに対して遅滞なく答えられるようにしておくことでもOK)
 - ① 事業者の名称、② 利用目的、③ 請求手続、④ 苦情申出先、⑤ 加入している認定団体個人情報保護団体の名称・苦情申出先
 (※) ⑤は認定個人情報保護団体に加入している場合のみ)

●罰則について

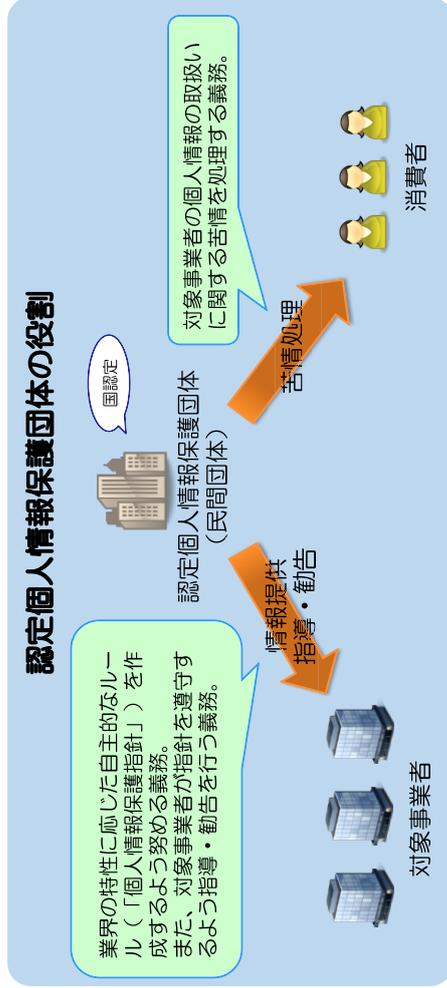
- ✓ 事業者の法遵守の状況は、個人情報保護委員会が監督します。
- ✓ 必要に応じて、報告を求めたり立入検査を行い、実態に応じて指導・助言、勧告、命令を行います。
- ✓ 罰則
 - ・国からの命令に違反・・・6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
 - ・虚偽の報告・・・30万円以下の罰金
 - ・従業員が不正な利益を図る目的で個人情報データベース等を提供・盗用・・・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法人にも罰金）

●「匿名加工情報」について

- ✓ ビッグデータの活用を推進するための制度。
- ✓ 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにした情報（利用目的や第三者提供の制限なく、一定の取扱いルールの下、自由な流通・利活用を促進）。
- ✓ 匿名加工情報の加工基準や取扱いルールについては、ガイドラインや事務局レポートをご参照ください。

●「認定個人情報保護団体」について

- ✓ 事業者の個人情報の適切な取扱いの確保を目的として、国の認定を受けた民間団体。
- ✓ 対象事業者への情報提供、個人情報に関する苦情の処理等を行う。



※認定個人情報保護団体の一覧は、個人情報保護委員会HP (<https://www.ppc.go.jp/personal/nintei/>) をご参照下さい。

●個人情報保護法に関する質問・苦情相談

個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、事業者の個人情報の取扱いに関する苦情等は下記にご連絡ください。

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849
くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

●事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談は、以下の窓口でも受け付けています。

- ・事業者の苦情受付窓口
- ・消費生活センター等の地方公共団体の窓口
- ・認定個人情報保護団体 など

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
取得・利用	1	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・目的は具体的に。 <ul style="list-style-type: none"> ○「新商品のご案内の送付のため」 ×「当社の事業のため」 	P6
	2	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。 	P6
保管	3	(組織的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内報告先は決まっていますか？ 	P8,9
	4	(人的安全管理措置・従業員監督) 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？ 	P8,10
	5	(物理的安全管理措置) 個人情報に含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	<ul style="list-style-type: none"> ・不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。 	P8,10
	6	(技術的安全管理措置) パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。 	P8,11

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうかを確認する際の参考として作成したものです。個人情報保護法の詳細は、本シンポジウムの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

分類	No	チェック項目	ポイント	関連ページ
保管	7	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	・委託先にも安全管理を徹底してもらおうということ。	P8
	8	本人以外に個人情報を提供している場合、本人に同意をとっていますか？	・法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には同意不要。	P12
提供	9	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	・法令に基づく場合（警察や裁判所からの照会等）や、委託に伴う提供には記録不要。	P12,13
開示請求等	10	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	・開示等の請求に対応する人は決まっていますか？	P15

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうかを確認する際の参考に作成したものです。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンポジウムの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

- 本資料は、改正個人情報保護法の概要をまとめたものであり、事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。
- より詳細な内容については、個人情報保護委員会のガイドライン等をご参照下さい。
 (個人情報保護委員会HP)
 ○中小企業サポートページ（個人情報保護法）
https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/
 ○ガイドライン等
<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>

第 135 回 市町村職員を対象とするセミナー
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」
成年後見制度関係資料集

平成 30 年 6 月 19 日



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号
電 話:03-5253-1111〔代表〕(内線 2228) 直 通:03-3595-2615
F A X:03-3592-1459



ホームページ

[厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進](#)

検索

